



八王子市 第四次特別支援教育 推進計画

八王子市教育委員会

平成31年(2019年)3月

はじめに

国では、平成 19 年 4 月、学校教育法の改正により、これまでの特殊教育から特別支援教育へ制度の転換が図られました。そして平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を踏まえて学校教育法施行令が改正され、さらには平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、学校における合理的配慮の提供が求められるようになりました。

東京都教育委員会では、平成 28 年 2 月、通常の学級に在籍する発達障害と考えられる児童・生徒の現状を踏まえ、発達障害教育の充実に向けた「東京都発達障害教育推進計画」を策定、翌 29 年 2 月には、特別支援教育の更なる充実を図る「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」が示されました。

特別支援教育の推進は、子ども一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な指導と必要な支援を行うことです。この観点から教育を進めていくことは、障害のある子どもにはもちろんのこと、障害のあるなしに関わらず学習上または生活上で困難を抱えている子ども、さらには教育を受ける全ての子どもに対し、良い効果をもたらすことが期待できます。

こうした考えのもと、八王子市教育委員会は、平成 18 年 10 月に「特別支援教育推進計画」を策定し、その後第二次、第三次の計画に基づき本市の特別支援教育推進体制の整備と充実を進めてきました。

これまでの取組みにより、特別支援教育を学ぶ教員の研修制度の確立、学校サポーター等による人的支援体制の充実、地域の小・中学校へ特別支援学級をバランス良く配置すること、特別支援教室の全小学校導入、都立特別支援学校等と連携した地域ネットワークの構築等、本市の特別支援教育推進体制を着実に整備・充実してきました。

このたびこれまでの成果と課題を踏まえ、今後 3 年間の具体的取組みを示す「第四次特別支援教育推進計画」を策定しました。本計画はこれまでの計画で築いてきた本市における特別支援教育を推進していく「土台作り」の完了を目指すものです。今後大きく変わっていく子どもたちを取り巻く環境の変化に対応し、本市の特別支援教育が着実に推進・充実されていくための大切な「土台作り」です。本計画に示す具体的な取組みを着実に進め、共生社会の形成に向けて、本市における特別支援教育の推進を図っていきます。

しかしながらこうした取組みは、教育行政や学校関係者の取組みと努力だけで結実するものではありません。子どもたち一人一人の可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援するためにも、今後とも保護者をはじめとする市民の皆さんと協働して取り組んでいけるよう、御理解と御協力をお願いします。

平成 31(2019)年 3 月

八王子市教育委員会

目 次

第1章	計画策定にあたって	2
1	第四次計画策定の経緯と目的	3
2	計画の基本的な考え方	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の基本目標	6
第2章	第三次計画を振り返って	8
1	これまでの八王子市の取組（第一次～第三次）	9
2	第三次特別支援教育推進計画3年間の成果と課題	10
第3章	第四次特別支援教育推進計画	22
1	計画体系図	23
2	施策と具体的な取組	25
3	おわりに	38
第4章	用語解説・資料	40
1	用語解説	41
2	東京都や本市の関連計画など	50
3	八王子市第四次特別支援教育推進計画策定会議	53

第1章

計画策定にあたって



第 1 章 計画策定にあたって

1 第四次計画策定の経緯と目的

(1) 経緯

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成 19 年（2007 年）の文部科学省「特別支援教育の推進について」（通知 H19. 4. 1）と学校教育法の改正（H19. 6. 27）により、国の特別支援教育の理念が示され、従来の「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」へと転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含め、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されることとされました。

また、東京都教育委員会は、平成 16 年（2004 年）11 月に特別支援教育推進の長期計画として、平成 16～28 年度（2004－2016 年度）までの『東京都特別支援教育推進計画』を策定しました。その後平成 28 年（2016 年）2 月に「東京都発達障害教育推進計画」を、さらに平成 29 年（2017 年）2 月には「東京都特別支援教育推進計画（第 2 期）」を策定し、計画の基本理念として「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」を掲げ、具体的取組みを明らかにする第一次実施計画を示しました。

八王子市教育委員会では、平成 18 年（2006 年）10 月に「八王子市特別支援教育推進計画」を策定し、次世代を担うすべての子どもたちが、将来に渡って自分の能力を発揮できる安定的で持続可能な体制を目指し、本市の特別支援教育体制の整備を進めてきました。平成 24 年（2012 年）には「第二次特別支援教育推進計画」（以下「第二次計画と呼ぶ」）を策定し、3 年間の具体的な取組みを示す中で、本市の支援体制の整備・充実に取り組んできました。この間、国においては平成 23 年（2011 年）8 月の障害者基本法の改正、平成 25 年（2013 年）6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）」が成立し、平成 28 年（2016 年）4 月から施行されました。これにより障害を理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供義務等が定められました。また、平成 28 年（2016 年）5 月には、「発達障害者支援法」が改正され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことの重要性が示されました。

そして平成 28 年（2016 年）4 月に策定した現在の「第三次特別支援教育推進計画」（以下「第三次計画」と呼ぶ）においては、特別支援教育のさらなる推進と学校における支援の具体化に取り組んできました。平成 28 年度（2016 年度）から発達障害のある児童に在籍校で特別な教育的支援が行えるよう進めてきた特別支援教室については、平成 30 年（2018 年）4 月に小学校全校に設置を完了しました。また、平成 29 年度（2017 年度）からは国の「特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業補助金」を受けて、乳幼児から就学・進学・就労などの節目で困ることがないように、市の関係所管が連携して支援を行う「はちおうじっ子・切れ目のない支援（通称マイファイル）」を開始しました。

今回、第三次計画の満了を迎えますが、今後さらに特別支援教育の充実に取り組み、共生社会の形成に向け、本市の支援体制を充実していくため、これまでの取組みについて改めて検証を行い、「第四次特別支援教育推進計画」（以下「第四次計画」と呼ぶ）を示します。

（2）第四次特別支援教育推進計画の目的

これまでの計画を踏まえ、次の3つを目的とします。

- ① 市内公立小・中学校の全ての学校・教員において、特別な支援を必要とする児童・生徒への指導力の向上と特別支援教育への理解を高めます。
- ② 障害の有無にかかわらず、次世代を担うすべての子どもたちが自立と社会参加を目指し、自己の能力を十分に発揮できる教育環境を整備します。
- ③ 関係機関との連携を計画的にすすめると共に、特別支援教育の理念や基本的な考え方が市民全体に共有されることを目指します。

2 計画の基本的な考え方

① 3年間の具体的な取り組みを示します

平成31年度（2019年度）から33年度（2021年度）までに行うべき、特別支援教育に関する施策と目標、そのための具体的な取り組みを示します。

② 市が行うこと、学校が行うこと、地域や市民と協働することを明確に示します

区市町村は、法律に基づき、支援の必要な子どもへの教育の機会を保証し、対象児童・生徒一人一人のニーズに即した教育の場を整備しなければなりません。この計画では、市として、学校として特別支援教育を実施するための環境整備に向けて何をすべきか、また、地域や市民の皆さんと協働して取り組んでいくことを明確に位置付けます。

③ 今後の社会状況の変化や法改正等に対応できる柔軟性を持った計画にします

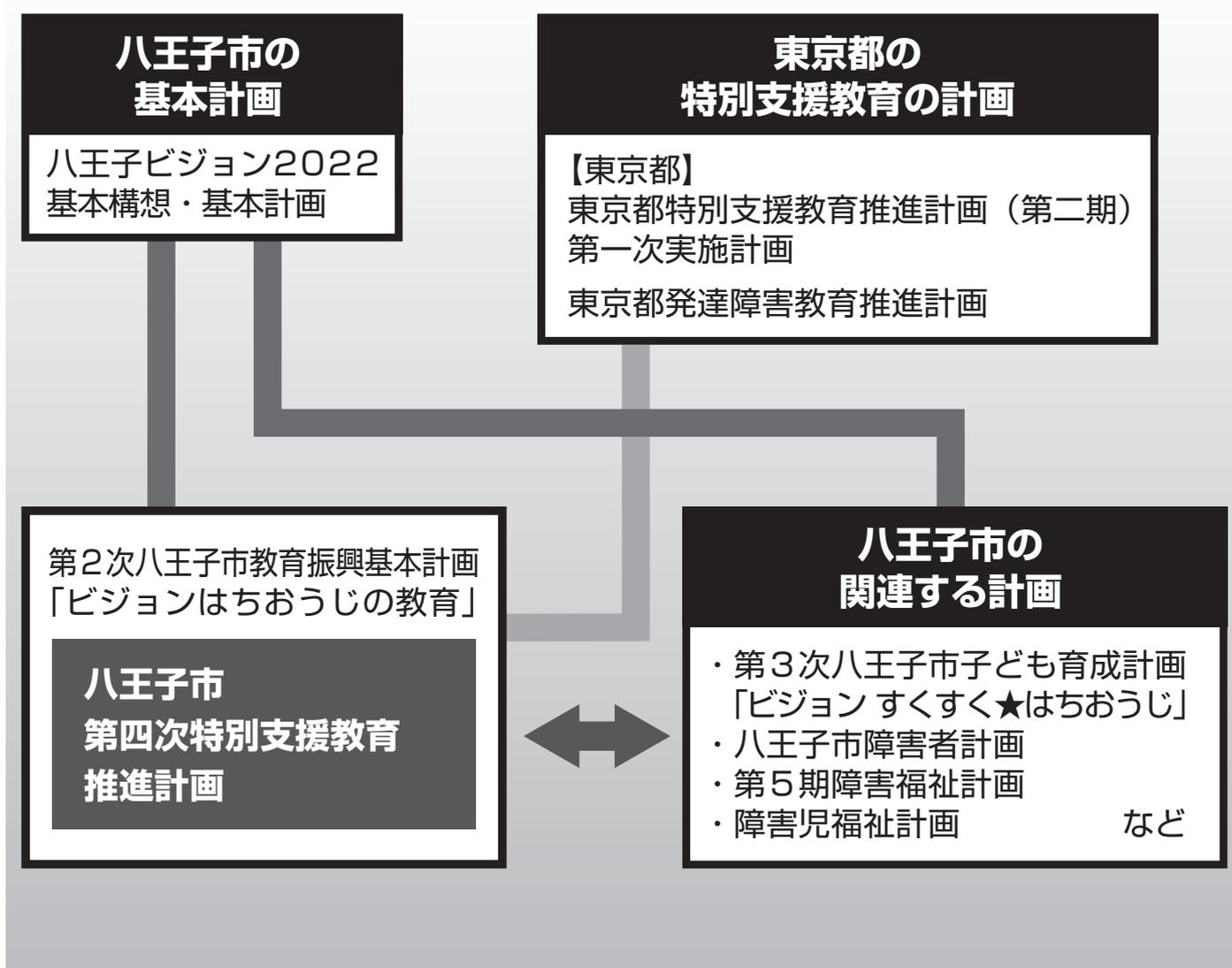
特別支援教育は、対象となる児童・生徒数の変化や保護者ニーズだけでなく、福祉関係や医療関係も含めた社会の変化による影響を受けることがあるため、その動向に注意しながら適宜必要な見直しを図れる柔軟性を持たせます。

④市における他の計画との整合性を図ります

市教育委員会における「ビジョンはちおうじの教育」、子ども家庭部の「ビジョンすくすく★はちおうじ」、福祉部の「八王子市障害者計画」等、関連する計画との整合性を図ります



3 計画の位置づけ



4 計画の基本目標

《基本目標1》 特別支援教育を推進する体制の整備

教育の場において児童・生徒を最も身近で支えるのは、在籍している小・中学校とその学校の教員です。特別支援学級や特別支援教室だけでなく、通常の学級を含む全ての小・中学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の育成を図るとともに、学校における指導・支援体制を充実します。

《基本目標2》 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実

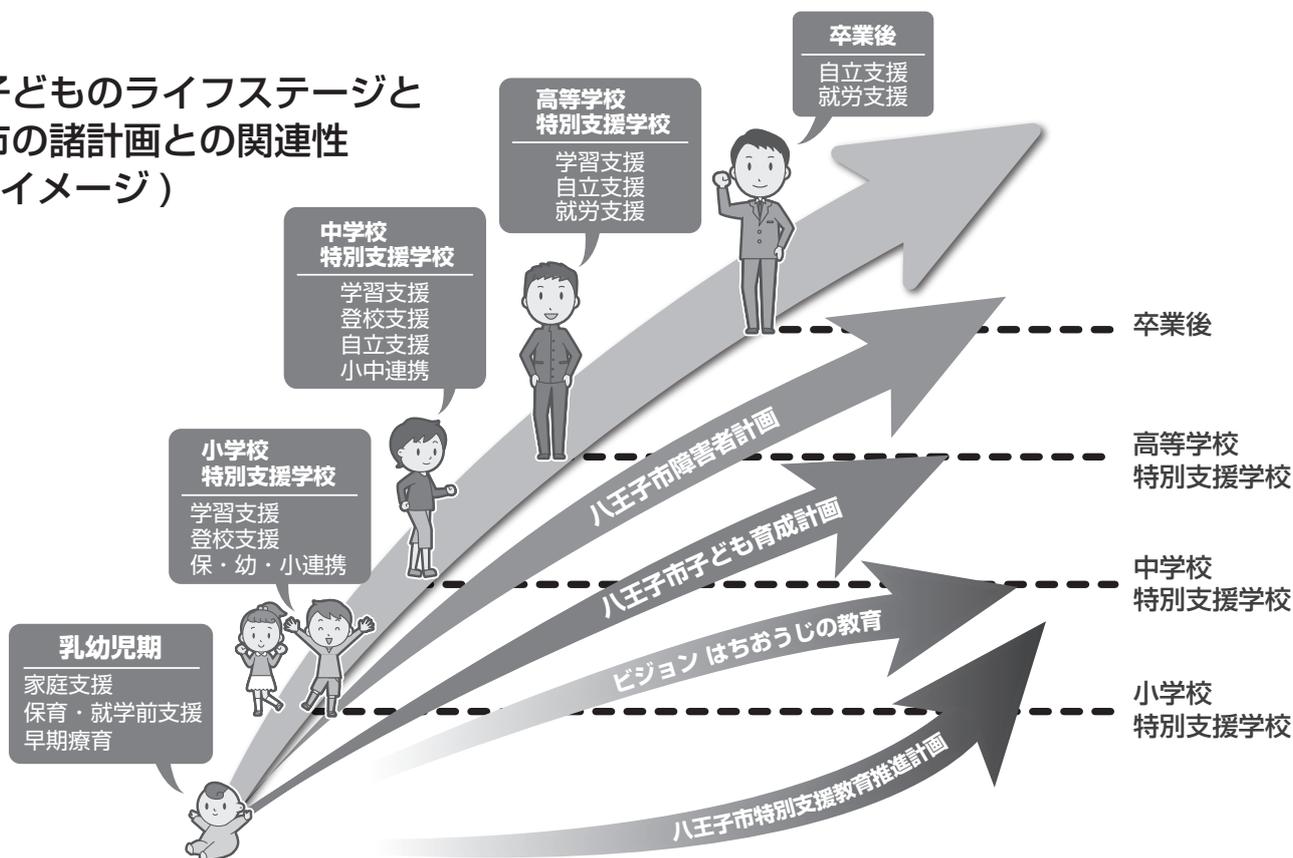
「障害があっても地域の学校へ通いたい」という声に応え、第二次計画において市内小・中学校に特別支援学級をバランス良く設置してきました。また、第三次計画では、都の計画を受け、小学校の情緒障害等通級指導学級が特別支援教室に移行し、平成30年度（2018年度）には市内の全小学校に特別支援教室が出来ました。今後、新たに義務教育学校も開設されることを見据え、特別支援教育の体制の充実を図ります。また、今後導入される中学校への特別支援教室の整備を進めていきます。

《基本目標3》 共生社会の実現を目指した地域連携

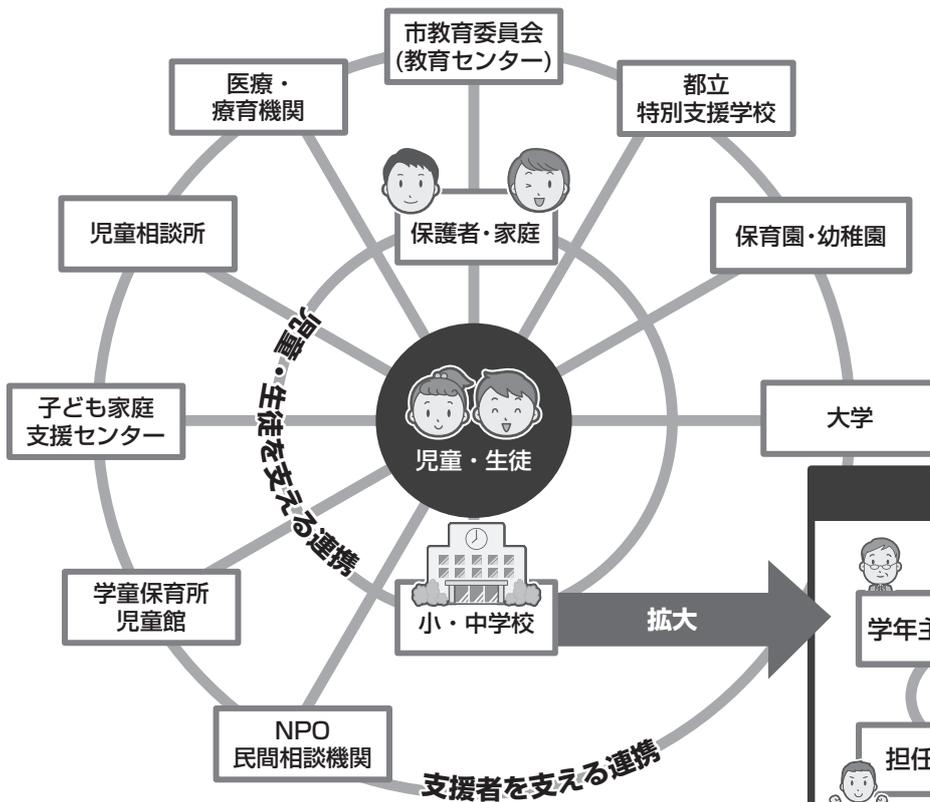
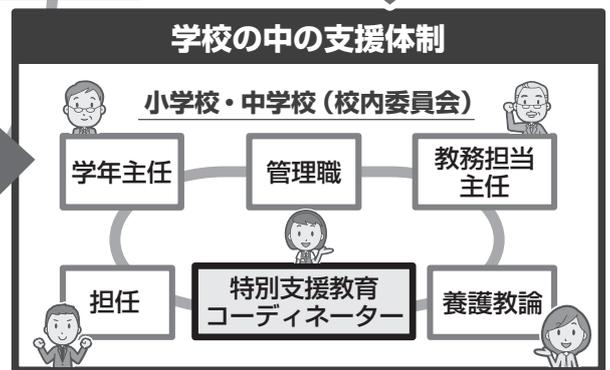
子どもは、地域で生まれ地域で育ち、社会参加することで自立していきます。そんな子どもたちを保護者とともに支えるのは、学校や保育園・幼稚園、病院、子ども家庭支援センターなどの関係機関、そしてその地域に住む市民の皆さんです。

学校や関係機関、市の関係所管等と連携して、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制を構築し、地域全体で子どもたちを支えます。

子どものライフステージと市の諸計画との関連性（イメージ）



特別支援教育を支えるネットワーク



●小学校・中学校

特別な支援を必要とする児童・生徒について特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制づくりを行います。

①実態把握…校内委員会で児童・生徒の情報交換を行います。保護者も含め関係者で実態を把握して全体で情報を共有します。

②個別の教育支援計画・個別指導計画…実態把握に基づき、一人一人の状況に合わせた個別の教育支援計画（学校生活支援シート）・個別指導計画を立てます。また、定期的に評価して、その時点での実態に合わせた計画の見直しをします。

●保護者・家庭

乳幼児期の様子や家庭での様子、医療・療育機関での診断について、学校と情報を共有し、共通理解を図ります。

●教育委員会・教育センター

校内委員会を通じて心理士による巡回相談を行います。また、保護者への直接的な支援として就学相談を行います。

●都立特別支援学校

特別支援学校の専門性を活かした相談や研修、特別支援学級への巡回相談を行います。また、市と協働して副籍や理解啓発事業を行います。

●保育園・幼稚園

保護者や医療機関とも協力して早い時期から適切な支援を行うことで、就学時健診や就学相談だけでなく、就学後の療育機関や保護者との関係づくりなど、児童・生徒への効果的な支援につながります。

●大学

市と連携し、大学の持つ高い専門性を活かした教員の研修や地域での人材育成を行います。

●医療・療育機関

転入学時で医療的・専門的な判断が必要な場合の連携を図るほか、市と協力して教員の知識向上のための研修も行います。

●児童福祉の関係機関

児童相談所や子ども家庭支援センター・学童保育所・児童館は、福祉的な支援や援助を必要とする児童・生徒に対し学校と連携した支援を行います。

●NPO法人・民間相談機関

市と協力して、民間の力を活用した幅広い支援を行います。

●地域の協力

学校サポーターやボランティアとして各校の支援活動を充実させます。

第2章

第三次計画を振り返って



第2章 第三次計画を振り返って

1 これまでの八王子市の取組（第一次～第三次）

平成18年（2006年）10月に「八王子市特別支援教育推進計画」を策定、次世代を担う全ての子どもたちが将来に渡って自分の能力を発揮できる、安定的で持続可能な体制を目指しました。

<主な成果>

- 特別支援巡回相談の開始
- 特別支援学級（知的固定）に指導補助員を配置
- 通常の学級に学校サポーター、特別支援ボランティアを配置

その後、特別支援学級のニーズの増加、通常の学級で特別な支援を必要とする児童・生徒への対応の複雑化、障害に関する法律・条例の制定などを踏まえ、平成24年（2012年）に第二次計画を策定、平成25年度（2013年度）～27年度（2015年度）までの3ヵ年で取組みました。

<主な成果>

- 教員や学校サポーターの研修の充実
 - ・ 初任者、2年次、管理職向けの特別支援教育の研修実施
 - ・ 知的障害学級担任、情緒障害等通級担任、難聴・言語障害通級担任への研修の実施
 - ・ 学校サポーターの認証制度と育成プログラムの開発・実施。
- 特別支援学級の設置の推進
 - ・ 知的障害学級 小学校 H24：20校→H28：23校
中学校 H24：12校→H28：15校
 - ・ 情緒障害通級 小学校 H24：10校→H27：16校（翌年から特別支援教室拠点校）
中学校 H24：6校→H28：8校

- 特別支援教育を推進するための新たな課の設置

平成25年（2013年）8月、学事課学事担当と指導課支援教育担当・教育相談（教育センター）を統合して教育支援課を設置

平成27年（2015年）には第二次計画の成果と課題を受け、第三次計画を策定、平成28年度（2016年度）～30年度（2018年度）までの具体的な取組みを進めてきました。

2 第三次特別支援教育推進計画3年間の成果と課題

第三次計画を振り返り、それぞれの取組みの主な成果について紹介します。
また、第四次計画策定会議の委員からの意見をもとに課題を挙げました。

基本目標1 特別支援教育を充実させる人材の育成

施策目標1 特別支援教育推進のための校内体制の充実

【成果】

※「八王子市教員育成研修基本方針」と特別支援教育の研修について

平成27年（2015年）4月の中核市移行に伴い、「八王子市教員育成基本方針」に基づいた新しい研修体系のもと、職層に応じて求められる資質・能力を高める研修を計画的に実施しています。

市教育委員会では本市の教育に求められる教師像を明確にするとともに、児童・生徒に質の高い教育を提供し、保護者・地域から信頼される教員を育成することを目的として、受講者の細かいニーズに対応した専門性の高い研修を企画するため、大学や都立特別支援学校を始めとした、外部機関との連携をしながら、研修の質の向上を図っています。

以下、教員の人材育成については、これに基づいて取り組まれた研修について成果としています。

① 特別支援教育に対する管理職のリーダーシップの向上

研修名	対象	回数
学校マネジメント力向上研修Ⅰ	小・中学校副校長	年3回
学校マネジメント力向上研修Ⅱ	小・中学校校長	年3回
新転任校長研修	新任校長・転入校長	年1回
新転任副校長研修	新任副校長・転入副校長	年1回

② 特別支援教育コーディネーターの育成と充実

・専門性向上研修3 特別支援教育Ⅲ（対象：特別支援教育コーディネーター 年3回）

ねらい：各校における特別支援教育コーディネーターが、校内における特別支援教育を推進するために必要な知識及び課題解決の手法を身につけ、具体的な支援について調整・実行できる能力の育成を図る。

回	内容
第1回	巡回相談の事例・実践紹介／年度当初の確認事項（演習・協議）
第2回	特別支援教室実施における組織的対応（事例検討）
第3回	関係機関と連携した児童・生徒への支援の充実（事例検討）

③ 校内委員会の充実

■ 特別支援教育に関する校内研修の実施回数 ※但し謝礼対象の講師による研修の回数

平成 28 年度 (2016 年度) : 60 回 ⇒ 平成 29 年度 (2017 年度) : 61 回

■ 学校生活支援シート (個別の教育支援計画) の作成件数

年度	作成した学校数	作成数
H 28 (2016)	78/108校	1,160件
H 29 (2017)	81/108校	1,243件

■ 特別支援教室導入後の巡回指導教員と担任との連携 (小学校)

- ・巡回指導教員と在籍学級担任等が密に連携し、在籍学級における課題やその改善状況に応じて、特別支援教室での指導内容を適宜設定。
- ・巡回指導教員が在籍学級において行動観察を実施。
- ・特別支援教室での指導目標の設定に当たり、在籍学級における当該児童・生徒の課題に応じて、具体的な指導目標を設定。
- ・巡回指導教員が学級担任等に在籍学級における環境の調整や支援方法を助言。

■ 市教育委員会の巡回相談等の活用

⇒別項「巡回相談件数」参照

【課題】

- ・特別支援教育コーディネーターの複数指名…29年度(2017年度)と比較し、複数指名の学校が減っている。

指名人数	1名	2名	3名	4名以上
H 29 (2017)	50校	39校	15校	4校
H 30 (2018)	81校	15校	10校	1校

- ・校内委員会やカンファレンスを管理職、コーディネーターが関わり、チームで運営していく体制を確立する。校内委員会やカンファレンスの質を高めるため、校内委員会の在り方モデルを示せるとよい。
- ・校内体制は管理職の指導力に左右されると思うので、管理職研修を継続する。検証も必要である。
- ・特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向けての研修を充実する。
- ・校内委員会運営に対して、専門的なアドバイスの出来る巡回相談の心理士、作業療法士、言語聴覚士の活用を図る。
- ・特別支援教育コーディネーターには専任配置や授業時数の軽減措置が必要である。
- ・チームとして子どもをサポートできる体制が必要である。教員を支える仕組みがあるとより充実した支援が出来ると思う。
- ・日頃から子どもに関わる全ての人に参加できる研修や講座を、校内で積極的に企画・実施したらいいと思う。
- ・教員の異動やスキルの差により、学校で継続的な支援体制が維持できない場合、ファシリテーターやコーディネーター役が外部から入れられるとよい。

施策目標2 特別な支援を必要とする児童・生徒への理解と指導力の向上

【成果】

① 特別な支援を必要とする児童・生徒への理解と指導力を高める教員研修の充実

■ 全教員を対象とした特別支援教育の連続研修の実施

・専門性向上研修3 特別支援教育Ⅰ

(対象：小・中学校の特別支援教育について基礎・基本を身につけたい教員、学校サポーター 年4回)

ねらい：特別支援教育の基本的な理念、現状を理解し、特別支援教育の視点をもって、学級経営や授業づくりを行う力を身に付ける。

回	内 容
第1回	通常の学級に在籍する発達障害のある子への理解と対応
第2回	発達障害の理解～通常の学級における具体的な支援の実際
第3回	難聴のある児童・生徒の支援のあり方
第4回	特別支援教室、通級指導学級に在籍する児童・生徒が通常の学級でいきいきと活躍するために

・専門性向上研修3 特別支援教育Ⅱ (対象：小・中学校教員 パワーアップ研修実施期間中)

ねらい：都立特別支援学校において具体的な指導方法や教材・教員の工夫等を学ぶことを通して、特別支援教育の専門性を向上させる。

回	内 容
全5回	個に応じた指導方法、教材、教具、の工夫や指導の実際について～都立特別支援学校との連携による研修

② 特別支援学級教員の専門性を向上させる教員研修の実施

各担当者研修 1 特別支援学級担当者研修

(1) 特別支援教育合同研修 (対象：特別支援学級担任、巡回指導教員、通級指導学級担任 (年10回))

回	内 容
第1回	学校教育支援シート、個別指導計画作成のポイント
第2回	アセスメントの実施と解釈、診断と発達評価の理解
第3回	特別支援教室・通級指導学級、特別支援学級における授業研究のポイント、個別指導計画の活用
第4回	授業実践の発表と討論 (小学校特別支援教室)
第5回	授業実践の発表と討論 (中学校通級指導学級)
第6回	支援方法の理解① 特性の理解と支援方法の工夫
第7回	授業実践の発表と討論 (小学校知的障害学級)
第8回	支援方法の理解② 特性の理解と支援方法の工夫
第9回	教育課程編成の在り方、1年間を見通した年間指導計画の作成について
第10回	授業実践の発表と討論 (中学校知的障害学級)

(2) 特別支援教育合同研修 夏期実践研修

(対象：特別支援学級担任、巡回指導教員、通級指導学級担任 年4回)

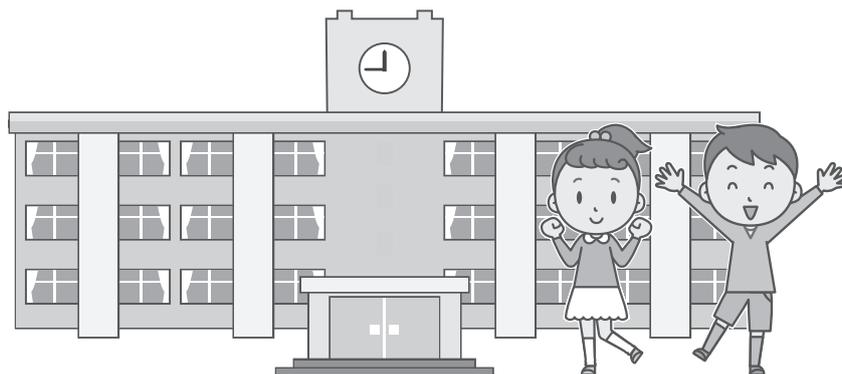
回	内 容
全4回	授業力向上実践研修①～④

○ 難聴言語学級担当者研修

回	内 容
第1回	読み書きに関する内容
第2回	難聴に関する内容
第3回	言語発達に課題があり、極めて表出の少ない児童の見立てと指導について
第4回	きこえとことばの教室と在籍校との連携について

【課題】

- ・LD（学習障害）の理解を深める。特に通常の学級の教員について、理解の視点と意識の向上が図れるような研修が必要である。
- ・小学校と中学校の特別支援教育の理解に差があると思う。小学校の時の支援や特性の理解が引き継げるよう、特に中学校教員への研修に力を入れると良い。
- ・教員の児童・生徒の特性理解やその指導力に個人差がある。保護者からの客観的な意見も参考に出来ると良い。
- ・座学ではなく、実習形式で学べる仕組みが欲しい。
- ・特別支援の免許取得も視野に入れた講習会や研修会ができるといい。免許状を取得できる大学との連携があってもいい。
市では免許取得のための助成を行っているが、その活用の仕方や免許取得について、わかりやすく周知されると良い。
- ・支援シートの活用により、子どもの状況は理解してもらえるようになったので、具体的な対応方法を学べる研修を多く取り入れて欲しい。都立特別支援学校での教材や支援方法も参考にできると良い。
- ・公立小・中の教員に都立特別支援学校の授業を見ていただける機会があると良い。
- ・通常の学級の担任への障害特性に関する理解と指導の在り方の研修の充実がさらに求められると思う。



施策目標3 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制の充実

【成果】

① 特別支援学級の実態に応じた指導補助員の配置と指導力の向上

- 指導補助員配置の推移 ※教員免許がない支援者は学校サポーター（固定）として活動しています。

年度	配置校数（小）	配置校数（中）
H 28 (2016)	23校／49人	15校／42人
H 29 (2017)	23校／53人	15校／42人
H 30 (2018)	23校／49人（5月末現在）	15校／33人（5月末現在）

② 学校サポーターの支援力の向上と配置の充実

- 学校サポーターの認証制度と育成プログラム（育成講座）

・学校サポーターの支援力を向上する育成プログラムを本市で独自に作成、それをもとにした講座を実施し、修了に応じて初級、中級、上級の「認証学校サポーター」として認定する。

年度	回数	延参加者数	通算認証数（人）
H 28 (2016)	初級6回・中級3回	249人	112人
H 29 (2017)	初級6回・中級3回・はじめて講座2回	261人	135人
H 30 (2018)	初級6回・中級3回・はじめて講座2回	—	—

- 学校サポーターの配置の充実

学校サポーター・特別支援教育ボランティアの推移

※学校サポーターは年度途中で増加するため、30年度は参考数です。

年度	学校サポーター	特別支援教育ボランティア
H 28 (2016)	542人	130人
H 29 (2017)	561人	85人
H 30 (2018)	348人（6月末現在）	44人（6月末現在）

【課題】

- ・八王子市の学校サポーターの支援向上育成プログラムが充実し、専門性が向上してきている。学校サポーターとボランティアの充実と育成講座は継続すると良い。
 - ・通常の学級に在籍していて医療的ケアが必要な児童・生徒に対する体制整備が必要である。※1
 - ・合理的配慮の提供を求められた時にそれに応えられる体制作りが必要である。※2
- ※1. ※2 医療的ケアを必要とする児童・生徒等の学校生活のためには受け入れのための体制や合理的な配慮が求められる場合があります。現在本市では、転入学に際し、保護者や医師等のお話を伺い、看護師等の配置や支援機器等の利用による合理的配慮に取り組んでいます。
- ・教員とサポーターのより良い連携ができれば良いと思う（主体と補助という考え方ではなく一緒に子どもを育てていくという同じ認識を持つことが大事ではないか）。

- ・特別支援教室設置に伴う専門員の配置により、専門員の資質・能力の向上も大切なものとなっている。専門員に対しての研修の充実が必要だと思う。
- ・専門性の高い学校サポーターには、更なる活動の機会を設けると良い。
- ・特別支援に関する取り組みや知識を誰もが学べる、地域で支え合えるような講座を継続的に実施する。

基本目標2 特別支援学級の充実と新たな特別支援教育推進体制の構築

施策目標1 特別支援学級の充実

【成果】

① 特別支援学級の充実

■ 特別支援学級・特別支援教室の設置数／在籍児童生徒数

年度	設置小学校数／児童数				設置中学校数／生徒数		
	知的障害 固定学級	特別支援 教室※1	難聴通級	言語障害 通級	知的障害 固定学級	情緒障害等 通級※2	難聴通級
H 28 (2016)	23校／366人	564人	2校／11人	4校／206人	15校／229人	8校／169人	1校／11人
H 29 (2017)	23校／405人	716人	2校／8人	4校／198人	15校／226人	8校／181人	1校／11人
H 30 (2018)	23校／427人	911人	2校／9人	4校／190人	15校／227人	8校／214人	1校／9人

※1 小学校特別支援教室拠点校は平成30年（2018年）4月から2校増えて18校となっています。

※2 計画策定時9校でしたが、平成28年度（2016年度）に相談学級（情緒等）が廃級となり、8校となっています。

【課題】

- ・個別の教育支援計画を作成し、PDCAをしっかりと行う。
- ・学級の実態に合わせた介助員や支援員の配置が必要と思う。
- ・作業療法士・言語聴覚士・心理士が特別支援学級担当教員へも助言できるようにしたら良い。
- ・特別支援学校免許状保有学級担任の確保が必要である。
- ・特別支援学級の指導を行うためには増学級時等にも、必要に応じた教室の確保と教室環境を整備が必要である。
- ・校内において具体的な合理的配慮の環境を率先して整備し、通常学級との連携も図ると良い。

施策目標2 新たな特別支援教育を推進するための環境の整備

① 特別支援教室への移行に対応した環境整備

年度	設置小学校数（準備工事とICT配備）		
	特別支援教室拠点校	特別支援教室巡回校	合計
H28 (2016)	8校／16校	8校／54校	16校／70校
H29 (2017)	16校／16校	19校／54校	54校／70校
H30 (2018)	18校／18校（2校増）	52校／52校	70校／70校（完了）

② 困難さや障害特性に応じた指導を充実するICT機器の活用

特別支援教室の導入に合わせて、各小学校へタブレットPCを配備。

・H28(2016)：16校 H29(2017)：27校 H30(2018) 27校

⇒H30(2018)より全70校で実施。

【課題】

- ・特別支援教室や通級の指導を行うための教室環境の整備が必要である。
- ・合理的配慮の提供をするための体制整備、施設・設備等のユニバーサルデザイン化がすすめられると良い。
- ・学校内で子ども達が得意な分野でスキルを積み上げられるよう、個々に合った教材を工夫できると良い。
都立特別支援学校で使われているものも実際に見て、触って、参考にさせていただけると良いと思う。
- ・LAN環境、タブレットPCの整備が行われ、活用の在り方、もしくは家庭においてもタブレットPCが活用できるシステム構築も考慮に入れられると良い。

基本目標3 共生社会を目指した連携体制の構築

施策目標1 八王子市教育委員会における連携体制の充実

【成果】

① 教育支援課と関係機関とのネットワークの構築

八王子市における特別支援教育を推進するにあたり、関係機関のネットワークを構築し連携体制の強化を図ることにより、特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に資するとともに、一人ひとりの社会的な自立に向けた切れ目のない包括的な支援を効果的に実施することを目的として、平成29年度(2017年度)より、八王子市特別支援教育ネットワーク会議を開催している。

■ 八王子市特別支援教育ネットワーク会議参加機関（順不同）

島田療育センターはちおうじ、駒木野病院、すぎな愛育園、都立八王子特別支援学校、都立八王子盲学校、都立八王子東特別支援学校、大横保健福祉センター、保育幼稚園課、障害者福祉課、教育支援課

② 特別支援教育の理解を進める啓発活動の推進

■ 特別支援教育に関する地域講座等の実施（教育支援課）

H28 (2016)	特別支援教育シンポジウム H28(2016).5.20実施 テーマ「特別支援教育と新しい計画/パネルディスカッション」 特別支援教育地域講座 H29(2017).3.4 実施 テーマ「もうすぐ小学生！知っておきたい特別支援教育」 ※その他、地域の保育園、NPO、保護者団体等を対象に出前講座も実施
H29 (2017)	特別支援教育地域講座H29(2017).11.23実施 テーマ「私にできること～大切な子どもたちのためのマイファイル」 特別支援教育地域講座H30(2018).3.10実施 テーマ「もうすぐ1年生！知っておきたい特別支援教育」 ※その他、地域の保育園、NPO、保護者団体等を対象に出前講座も実施

【課題】

- ・特別支援の普及による発達検査の増加が医療機関の課題である。児童・生徒をつなぐ時に、教育センター等で実施した検査資料が持参できるようになれば良い。診察期間や診察時間の短縮が図れると思う。
- ・発達障害のある不登校児への支援については専門相談員を活用して、医療につなぐまで支援ができる体制が必要である。
- ・副籍制度の充実を図ることが必要である。
- ・幼・保・小・中校長会との連携と研修が充実すると良い。
- ・都立特別支援学校と連携して研修会が実施できると良い。
- ・PTAを通じた保護者に対する理解啓発ができると良い。
- ・支援体制の充実の中に、就学前から高等学校卒業まで（就労まで）の支援ニーズ体制を構築する視点があると良い。
- ・卒業後の就労に向け、地域の中でたくさんの職業体験が出来る場所があれば良い（特別支援教育の理解を地域に求める）。

施策目標2 特別支援教育における相談体制の充実

【成果】

① 巡回相談の見直しと充実

これまで臨床心理士等により行っていた巡回相談について、児童・生徒の課題の多様化に対応すべく、平成28年度（2016年度）から作業療法士を追加、翌29年度（2017年度）には言語聴覚士を追加し、平成30年度（2018年度）より心理士4名とチームで学校のニーズに対応する新たな巡回相談体制を開始している。

年度	言語聴覚士	臨床心理士	作業療法士	その他（研究主事等）	合計
H28 (2016)	0	3	1	2	6
H29 (2017)	1	3	1	1	6
H30 (2018)	1	4	1	0	6

■ 巡回相談の件数

年度	巡回相談回数	巡回校数
H28 (2016)	721件	108校
H29 (2017)	708件	108校

② 特別支援教室に向けた就学相談体制の構築

就学相談件数の増加に加え、保護者や児童・生徒のニーズが複雑になったことから、就学相談体制の充実を図った。専門的なアドバイスが出来るように臨床心理士を配置し、特別支援学級等の入級後の支援、将来の進路まで見据えた相談が必要なため、学校や学級に詳しく経験値の高い特別支援学級の教員経験者等を相談員とした。

■ 就学相談員の体制

年度	臨床心理士	特別支援学級教員等
H27 (2015)	1 (5月～)	1
H28 (2016)	1	2
H29 (2017)	1	4
H30 (2018)	1	6

■ 就学相談の実施件数

年度	就学相談件数	うち特別支援教室決定児童数	就学相談調整会議回数	拠点校開催回数
H28 (2016)	1,005件	259名	23回	1回
H29 (2017)	1,104件	363名	23回	14回
H30 (2018)	—	—	※23回 (予定)	※34回 (予定)

※30年度（2018年度）について、対象児童がいない場合は開催しない

※28年度（2016年度）より従来の調整会議に加え、特別支援教室拠点校における就学相談調整会議を実施している。

【課題】

- ・乳幼児健診から就学時検診、就学中、就学後までの一貫した相談体制の整備が出来ると良い。
- ・巡回相談員の人員増と専門性向上。
- ・「はちおうじっ子マイ・ファイル」のように保健医療、福祉、労働関係機関との連携体制があると良い。
- ・都立特別支援学校の教員に協力してもらい、就学相談調整会議のように一緒に相談体制が出来たらよい。
- ・教員や相談員が校内での指導体制や八王子市での取組みをよく理解して、保護者に適切に説明できるようになるとよい。
- ・担任がスクールカウンセラー、特別支援教育専門員、学校サポーターと話せる機会をもつ。

施策目標3 特別支援教室拠点校及び通級指導学級教員による指導力向上と理解啓発

【成果】

① 巡回指導教員、通級指導学級教員による巡回校や在籍校での指導力の向上

※教員研修については前述の基本目標1 施策目標2を参照。

■ 巡回指導教員による巡回校での理解啓発の取組み例

- ・巡回校の教員向けに、特別支援的な配慮について資料を配布し説明した。
- ・児童理解、指導方法の参考のために、担任に個別指導の様子を見てもらった。
- ・保護者向けに、学校説明会で特別支援教室や発達障害についての説明をして理解を図った。

【課題】

- ・通級の教員の発達障害に関する理解は進んでいると感じている。ただ、担任や学年が変わるという区切りで引き継ぎが十分でなく、保護者がその役割を果たさなければならない状況もある。
- ・教員研修の充実や具体的な事例検討などによる指導力向上。職員のサービス管理上の課題もあるが、巡回校における会議や研修会等への参加により、特別支援を要する児童への対応についてともに協議する場なども入れると良い。
- ・特別支援教室で指導する際の共通ルール、学校サポーター等の持つ情報等、相互での情報共有が少ない。

施策目標4 保育園・幼稚園と小学校及び中学校との連携の充実

【成果】

① 就学前から小学校へつなげるための連携の充実

■ 就学支援シート利用数

入学年度	利用数	小学校1年総人数	利用率
H 28 (2016) 入学児童	419件	4,590人	9.13%
H 29 (2017) 入学児童	414件	4,493人	9.21%

② 学校生活支援シートの作成と活用による継続した支援体制の構築

■ 学校生活支援シートの作成数 前出基本目標1 施策目標1を参照。

※「はちおうじっ子マイファイル」について

平成29年度(2017年度)より文部科学省のインクルーシブ教育システム推進事業の補助を受け「はちおうじっ子・切れ目のない支援事業 マイファイル」という事業が始まりました。

障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、誰もが乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、一人ひとりの特性に応じた切れ目のない支援を行うことを目的としています。

保護者が持つ「はちおうじっ子マイファイル」をベースに、保健福祉センター、保育幼稚園課、子どものしあわせ課、障害者福祉課、産業政策課と教育委員会が横断的に連携してお子さんの乳幼児期から学齢期を経て社会参加に至るまで、ライフステージごとに関係機関、幼稚園・保育園、学校などが丁寧に関わりながら支えていく仕組みです。

マイファイル ロゴマーク



【課題】

- ・支援が必要な児童・生徒にはすべて個別支援計画と学校生活支援シートを必ず作成し、支援に関わる人が共有できるようになると良い。また、定期的に状況を確認しながら更新し、学年や教職員が変わっても適切な支援を継続できるよう引継げるようにする。

- ・小学校から中学校への引き継ぎ、個別の支援計画の活用（書面だけでなく、関係者を交えたカンファを必ず行うなど）をしたら良い。
- ・平成29年度（2017年度）から開始した「はちおうじっ子・切れ目のない支援事業（マイファイル）」の検証が必要である。
- ・幼稚園や保育園でも特別支援教育の理解啓発研修会を実施したら良い。
- ・保・幼・小・中連携のための就学支援シート、学校生活支援シートの活用と情報交換会があると良い。
- ・保・幼・小連携の取組みがかなり進んできている。お互いに顔の見える関係の中でどんなことでも気軽に話ができることが大事である。
- ・就学支援シートの活用はかなり浸透してきているが、保護者の認識の違いから活用できない場合もあるので、保育園・幼稚園と小学校との細やかな連携が出来ると良い。
- ・学校生活支援シートだけでなく、保護者も一緒に申し送りの際に参加していただくなど、園や学校と家庭が一緒になって連携を図っていくことが大事だととても思う。
- ・就学支援シートから学校生活支援シートを引き継いでいく上で、校務支援システムなども活用し、データとしての保存、引継ができるようなシステム構築ができると良い。
- ・保育園や幼稚園の保護者や保育士・教員が小学校で、小学校の保護者や教員が中学校で、各学校での特別な配慮や支援が必要な児童・生徒が、学校生活をどのように過ごしているか等の相談が出来る窓口や話が聞ける機会があると良い。
- ・特別支援教育ハンドブックは小・中学校全校に配布できるのが良い。

施策目標5 都立特別支援学校との連携の充実

【成果】

① センター校を中心とした連携の充実

■ 都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる教員研修

【研修内容】

- ・事例検討（模擬検討会）の進め方（演習）・巡回相談への流れの説明及びミニ事例検討の実践
- ・都立特別支援学校の見学・ユニバーサルの視点での授業改善のポイント
- ・都立特別支援学校の見学を通して、教室環境の大切さを学ぶ～教材・教具、構造化
- ・都立特別支援学校による巡回相談について・特別支援教育コーディネーターとしての役割について
- ・難聴のある児童・生徒への支援の在り方

■ 「特別支援学校との連絡会」（年4回実施）

都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと市教育委員会による連絡会。

参加校：都立八王子特別支援学校（センター校・知的障害）、都立八王子東特別支援学校（肢体不自由）、都立多摩桜の丘学園（知的・肢体併置）、都立八王子盲学校（視覚障害）、都立立川ろう学校（聴覚障害）

主な取組み：交流及び共同学習（副籍）の推進、リソースリスト（都立特別支援学校による地域支援のパンフレット）の作成、巡回相談や研修会の情報交換等

② 都立特別支援学校と連携した副籍事業の推進

■ 「交流及び共同学習（副籍）実践報告会」

都立特別支援学校と市教育委員会が毎年共催で実施している、市内小・中学校との副籍交流事例報告会。都立特別支援学校担任、交流校担任のほか、実際に交流している児童・生徒や保護者からの報告もある。

【内容】

年度	内容
H 28 (2016)	長沼小学校と八王子東特別支援学校、陵南中学校と八王子特別支援学校、間接交流について（多摩桜の丘学園他）
H 29 (2017)	第五・十小学校と八王子盲学校、加住小学校と八王子東特別支援学校、第六中学校と八王子特別支援学校
H 30 (2018)	陶鎔小学校と立川ろう学校、高倉小学校と八王子特別支援学校、第七中学校と八王子東特別支援学校

■ 副籍の交流児童・生徒数

年度	小学校	中学校	合計
H 28 (2016)	163人	73人	236人
H 29 (2017)	171人	61人	232人

※数字は5つの都立特別支援学校からの合計。

【課題】

・都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談の実施件数が下がっている。

平成28年度（2016年度）：33回 ⇒ 平成29年度（2017年度）：26回

- ・学校における医療と教育との連携については、発達障害がメインになりがちだが、肢体不自由やてんかんの子に対する知識や経験はまだまだ教員には少ないように思われる。都立特別支援学校（特に八王子東特別支援学校）や八王子市障害者療育センターなどの福祉機関、島田療育センターはちおうじなどの医療機関により、教育・福祉・医療が連携し、医療的なケアが必要な児童・生徒への理解を座学だけでなく、実務研修・実習で学ぶ研修が出来ると良い。
- ・各小・中学校での研修講師や巡回相談など、都立特別支援学校のコーディネーターの有効活用ができるとう良い。
- ・都立特別支援学校の説明会や学校公開、研修などの開催をもっと周知できると良い。
- ・学校卒業後の進路に向けた支援体制整備が重要である。
- ・小・中学校に対する副籍の理解と啓発を進めてほしい。
- ・都立特別支援学校を会場に、特別支援教育コーディネーターを講師とした研修の実施などがあるとう良いと思う。
- ・副籍交流児童・生徒の在籍特別支援学校へ行き、日常の指導について研修や意見交換する場が設けられるとう良い。
- ・副籍交流制度で関わりが持てるよう、家族・保護者の悩みに寄り添った支援を行うとう良い。

第3章

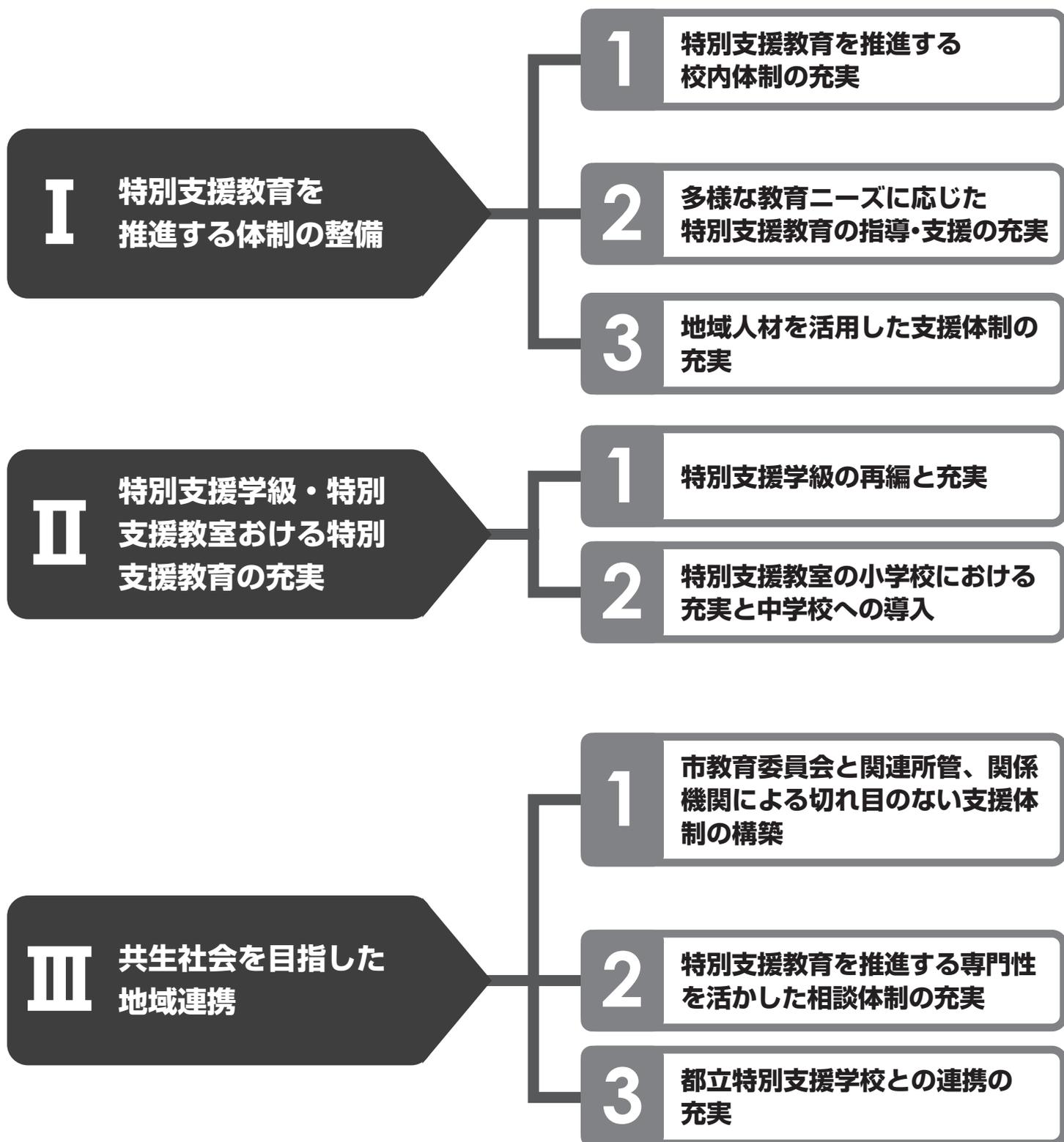
第四次特別支援教育 推進計画



第3章 第四次特別支援教育推進計画

1 計画体系図

本計画の目的を達成し、3つの基本目標について具体的に取り組むため、計画を次のように体系化します。



体系図の構成

基本目標

施策目標

具体的な取組み

新しい取組み

①特別支援教育推進に向けた管理職のリーダーシップの向上

②校内委員会による校内支援体制の推進

③特別支援教育コーディネーターの育成と充実

①通常の学級における多様な教育ニーズのある児童・生徒への指導力の向上

②障害の種類と特性に応じた特別支援学級教員の専門性の向上

③困難さや障害特性に応じた指導を支える合理的配慮の推進

①特別支援学級の指導力・支援力を支える指導補助員の配置

②学校サポーターの支援力の向上と配置の充実

①義務教育学校における特別支援学級の総合的な支援

②特別支援学級の再編と新設

①小学校特別支援教室の充実と特別支援教室専門員への研修の実施

②中学校特別支援教室の導入と設置された学校における支援力の向上

①市教育委員会と関係機関による特別支援教育のためのネットワークの推進

②共生社会の実現を目指した特別支援教育の理解啓発の推進

③乳幼児期から社会参加までの切れ目のない支援体制の推進

④特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対する支援

⑤学校と放課後等デイサービスとの連携

①巡回相談による小・中学校の支援力の向上

②児童・生徒の特性や社会参加を考慮した就学相談体制の推進

①都立特別支援学校のセンター的機能を活かした小・中学校への支援体制の推進

②共生社会を目指した交流及び共同学習の推進

2 施策と具体的な取組

【表の見方】（これは例です）

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	特別支援教育コーディネーター研修の充実、複数体制の推進		
各年度の目標	H31（2019）実施	H32（2020）充実	H33（2021）継続

取組みを進めていく主体

取組みをすすめるためのキーワード

年次ごとの達成目標

基本目標Ⅰ 特別支援教育を推進する体制の整備

教育の場において児童・生徒を最も身近で支えるのは、在籍している小・中学校とその学校の教員です。特別支援学級や特別支援教室だけでなく、通常の学級を含む全ての小・中学校において、その児童・生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の育成を図るとともに、学校における指導・支援体制を充実します。

施策目標Ⅰ 特別支援教育を推進する校内体制の充実

各学校において、学校経営のリーダーである校長と特別支援教育推進役となる特別支援教育コーディネーターを中心に、校内の特別支援体制の充実に取り組むとともに、学校生活支援シートや個別指導計画を着実に活用して、個に応じた指導・支援をすすめます。

【具体的な取組み】

① 特別支援教育推進に向けた管理職のリーダーシップの向上

学校の特別支援教育を充実するためには管理職のリーダーシップと意識向上が不可欠です。校長は特別支援教育実施の責任者として自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、校内の体制整備を行うことが重要です。

マネジメント力の向上だけでなく、インクルーシブ教育や合理的配慮等、校内の特別支援教育についての意識を向上するための研修を実施します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	特別支援教育、障害理解、管理職研修		
各年度の目標	H31（2019）実施	H32（2020）継続	H33（2021）継続

- 《主な取組み例》
- ・ 特別支援教育や障害者理解の推進に関する管理職向けの研修
 - ・ 都立特別支援学校長による管理職向け研修
 - ・ 新学習指導要領におけるカリキュラム・マネジメントの確立

② 校内委員会による校内支援体制の推進

学校における特別支援教育を実施するため、各校の体制整備を行う必要があり、そのひとつが校内委員会の設置です。

学校では校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、特別な支援を必要とする児童・生徒の実態把握や支援方法を検討・共有するため、校内委員会を実施します。

児童・生徒への指導や支援について、巡回相談や特別支援教室によるアドバイス等も含め、それらを効果的に活かし具体化していくために校内委員会を定例実施し、充実を図ります。

推進の主体	学校		
推進のポイント	管理職、特別支援教育コーディネーター、校内委員会の定例実施		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 充実	H33 (2021) 充実

- 《主な取組み例》
- ・学校経営計画への特別支援教育の方針等の明示
 - ・校内委員会の定例実施
 - ・保護者や関係機関と連携した学校生活支援シートの作成
 - ・全教員の理解のための校内研修の実施

③ 特別支援教育コーディネーターの育成と充実

校内における特別支援教育と校内委員会の推進役を担うのが特別支援教育コーディネーターです。

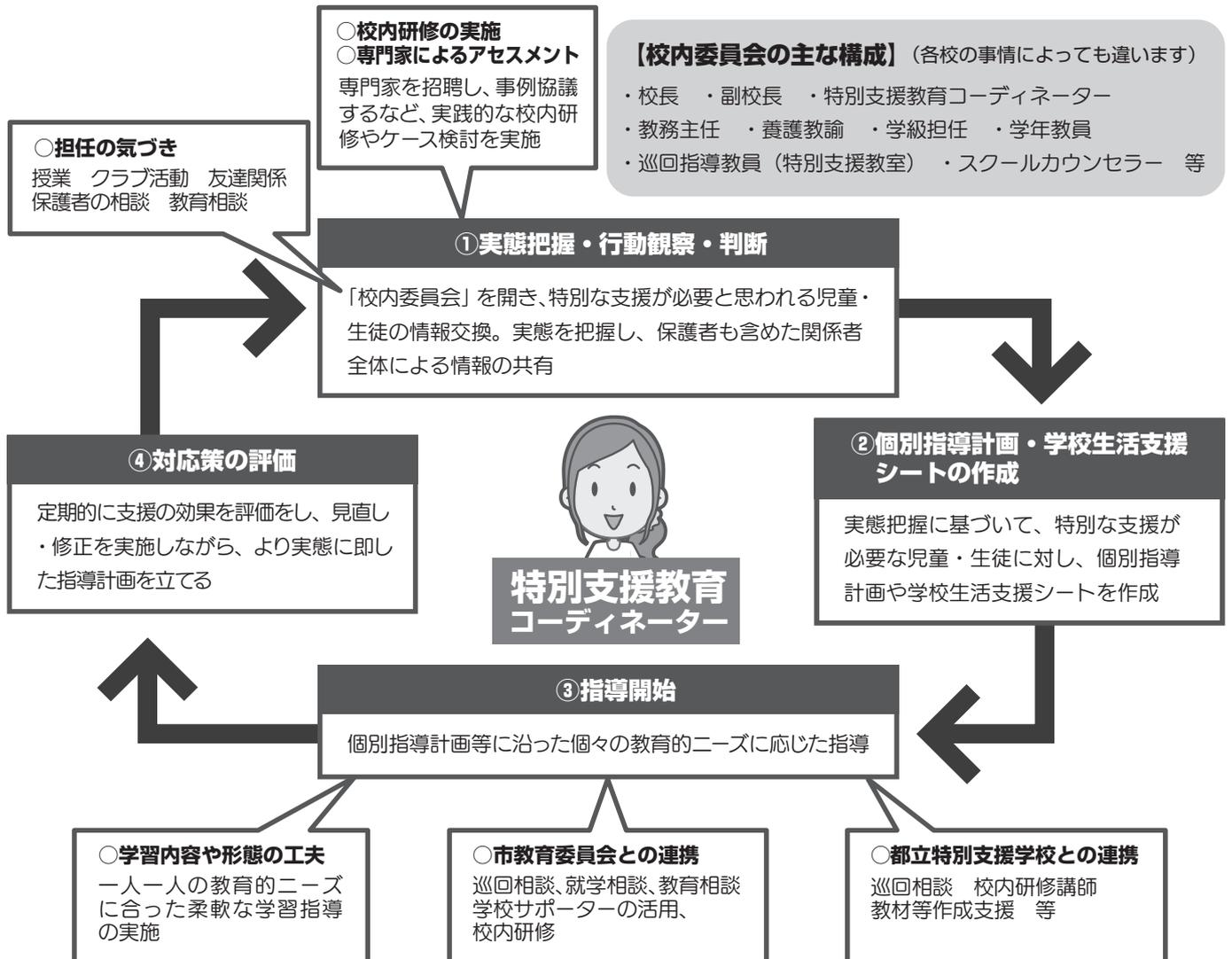
その専門性の向上を図るための研修に継続して取り組んでいきます。また、コーディネーターの複数指名による体制の充実を推し進めます。校長は、特別支援教育コーディネーターが校内で組織的に機能するよう努めます。

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	特別支援教育コーディネーター研修の充実、特別支援教育コーディネーターの複数指名、校内における組織的な支援体制の推進		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 充実	H33 (2021) 充実

- 《主な取組み例》
- ・特別支援教育コーディネーターの研修の充実
 - ・特別支援教育コーディネーターの複数指名による体制強化の推奨
 - ・巡回指導教員の巡回校における特別支援教育コーディネーターの推奨
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした学校内外の組織的な支援体制の推進

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会のサイクルモデル

- 学校での児童・生徒の様子や支援の内容・方法及び成果・課題を共有して保護者と連携した効果的な支援方法の工夫をしていきます。



施策目標2 多様な教育ニーズに応じた特別支援教育の指導・支援の充実

特別支援教育に関する知識や児童・生徒の障害に応じた指導・支援の知識は、インクルーシブ教育が推進される中ですべての教員に対し必要なことです。

児童・生徒の特性を理解し、適切な指導と支援を行うため、全教員が基礎的な知識を習得した上で、個人の理解度や経験年数及びその立場に応じた研修の充実を図ります。

また、特別支援学級の担任や巡回指導教員には、研修による自身の指導力の向上を図るとともに、その専門性を活かし、校内の研修や理解啓発授業等を行い、教職員、児童・生徒、保護者、地域への理解啓発を進めます。

【具体的な取組み】

① 通常の学級における多様な教育ニーズのある児童・生徒への指導力の向上

大学や医療機関等と連携し、特別支援教育への理解と指導力の向上を図る研修を実施し、教員一人一人の基礎的な知識の定着と指導力の向上をすすめます。

中核市としての特色を活かし、基礎力を高めるために連続した研修や、都立特別支援学校の協力による体験研修など、実力向上につながるような具体的な研修を実施します。

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	中核市としての研修プログラムの構築、地域の大学や医療機関、都立特別支援学校との協力		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 充実	H33 (2021) 充実

- 〈主な取組み例〉
- ・特別支援教育研修プログラムの充実
 - ・大学や都立特別支援学校、関係機関の専門性を活かした研修の実施
 - ・経験年数や役割に応じた研修プログラムの実施

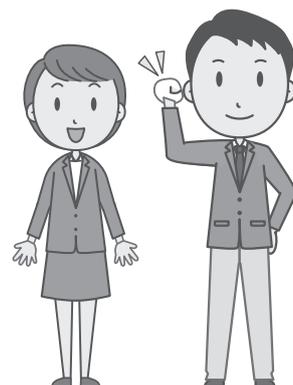
② 障害の種類と特性に応じた特別支援学級教員の専門性の向上

障害の種別と特性に応じた児童・生徒への指導力・支援力を高めるとともに、校内における通常の学級の児童・生徒に対する理解啓発や校内の特別支援教育のけん引役を担えるような人材の育成を図ります。

また、特別支援の免許状取得を目指す教員に対しては助成を行い、専門性の高い教員を育成します。

推進の主体	学校、市教育委員会		
推進のポイント	専門性の高い教員研修、大学や都立特別支援学校との連携、特別支援の免許状取得のための助成		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 充実	H33 (2021) 継続

- 〈主な取組み例〉
- ・障害の種別や特性に応じた専門性の高い指導力を向上させるための研修の実施
 - ・校内や巡回校における特別支援教育のけん引役になれる教員の育成
 - ・経験年数や役割に応じた研修プログラムの実施
 - ・都立特別支援学校教員から教材や指導方法を学ぶ研修の実施



③ 困難さや障害特性に応じた指導を支える合理的配慮の推進

児童・生徒の困難さや障害の特性に応じた指導や支援をするツールとして、ICT 機器や福祉機器の研究・活用を推進していきます。

また、医療的ケアの必要な児童・生徒については看護師等の配置によって学校生活を支援します。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	中学校特別支援教室へのタブレットPCの配備、ICT機器の活用 医療的ケアのための看護師の配置		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 継続	H33 (2021) 継続

- 《主な取り組み例》
- ・ 中学校特別支援教室へのタブレット PC の配備 ※H 32 (2020) で完了
 - ・ 小・中学校におけるタブレット PC の効果的な活用と指導方法の共有化
 - ・ 医療的ケアが必要な児童・生徒のための看護師等の配置

施策目標3 地域人材を活用した支援体制の充実

指導補助員は、特別支援学級に配置され、教員とともに児童・生徒の指導・支援に当たる重要な存在です。指導補助員の指導力・支援力の向上を図るため、研修を実施します。

学校サポーターは、通常の学級において特別な支援の必要な児童・生徒の学習活動や学校生活をサポートする地域の有償ボランティアです。合理的配慮の視点からも重要な地域人材であり、定期的な研修や市独自の認証制度・育成プログラムを充実して支援力の向上を図ります。

【具体的な取り組み】

① 特別支援学級の指導力・支援力を支える指導補助員の配置

学級数や在籍数のほか、児童・生徒の実態にも配慮して各学級に必要な指導補助員を配置するとともに、特別支援学級での指導力・支援力を支えるために研修を実施します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	指導補助員の配置、指導補助員の研修		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 継続	H33 (2021) 継続

- 《主な取り組み例》
- ・ 学級規模や児童・生徒の状況に応じた指導補助員の配置
 - ・ 指導補助員を対象とした研修の実施

② 学校サポーターの支援力の向上と配置の充実

通常の学級における特別支援教育を支える学校サポーターの適切な配置をすすめ、発達障害をはじめとする特別な支援が必要な児童・生徒のサポートを充実します。

認証学校サポーター制度と育成プログラムに引き続き取組み、サポーターによる小・中学校での支援力の向上を図ります。

新たに学校サポーターを目指す人のための「はじめて講座」を開催して、新規サポーターを開拓し、持続的な仕組みを目指します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	認証学校サポーター、上級育成プログラムの検討、はじめて講座の開催		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 充実	H33 (2021) 充実

- 〈主な取組み例〉
- ・新規で学校サポーターになるための「はじめて講座」の実施
 - ・学校サポーターの認証制度と育成プログラムの継続
 - ・認証学校サポーターの上級者育成講座の検討と実施

基本目標Ⅱ 特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育の充実

「障害があっても地域の学校へ通いたい」という声に応え、第二次計画において市内小・中学校に特別支援学級をバランス良く設置してきました。また、第三次計画では、都の計画を受け、小学校の情緒障害等通級指導学級が特別支援教室に移行し、平成30年度(2018年度)には市内の全小学校に特別支援教室が出来ました。今後、新たに義務教育学校も開設されることを見据え、特別支援教育の体制の充実を図ります。

また、今後導入される中学校への特別支援教室の整備を進めていきます。

施策目標1 特別支援学級の再編と充実

市内に新設される義務教育学校における学級の充実を行います。また、通学圏等による特別支援学級のバランスを見直し、必要な再編と設置を行います。

【具体的な取組み】

① 義務教育学校における特別支援学級の総合的な支援

現在「いずみの森小中学校」については本市初の義務教育学校を目指しています。そこでは1年生から9年生までの一貫した教育が図られる中で、そこに設置される特別支援学級(知的障害学級固定制)においても障害や個々の特性に応じた切れ目のない指導環境の構築を目指します。

また、同校に難聴通級指導学級を新たに移設・統合し、他の障害(知的障害、発達障害等)を伴う児童・生徒についての総合的な指導・支援が出来る環境を目指します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	義務教育学校における特別支援学級の総合的な指導体制		
各年度の目標	H31(2019)準備	H32(2020)実施	H33(2021)継続

- 《主な取り組み例》
- ・義務教育学校における特別支援学級の総合的な指導・支援体制の構築
 - ・難聴を伴う知的障害など、重複した障害についての指導・支援についての研究

② 特別支援学級の再編と新設

市内で特別支援学級の需要が高まってきている地域について、現在の特別支援学級のバランスを見直し、再編・新設を図ります。

また、現在第四小学校、柏木小学校と第五中学校に設置されている難聴通級指導学級を、いずみの森小中学校に移設・統合します。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	特別支援学級の新設、難聴通級指導学級の移設と統合		
各年度の目標	H31(2019)準備	H32(2020)実施	H33(2021)実施

※難聴通級指導学級の移設はH32(2020)のいずみの森新校舎完成に伴い実施の予定。

- 《主な取り組み例》
- ・難聴通級指導学級の移設と統合
 - ・需要が高まってきた地域における特別支援学級の新設

施策目標2 特別支援教室の小学校における充実と中学校への導入

市内全小学校に設置された「特別支援教室」の充実と、新たに段階的な全中学校への導入をすすめます。

【具体的な取り組み】

① 小学校特別支援教室の充実と特別支援教室専門員への研修の実施

市内全小学校に導入された「特別支援教室」について、拠点校の追加設置等を検討し、指導環境の充実に図ります。

各校の特別支援教室の運営に携わる「特別支援教室専門員」（東京都非常勤職員）について、市独自に研修等を実施し、各校での支援力や発達障害の理解の向上を図ります。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	拠点校の追加設置、特別支援教室専門員の支援力の向上		
各年度の目標	H31(2019)実施	H32(2020)継続	H33(2021)継続

- 《主な取り組み例》
- ・対象児童の利用状況を踏まえた拠点校の追加設置等の検討
 - ・専門性と支援力の向上を図るための特別支援教室専門員研修の実施

② 中学校特別支援教室の導入と設置された学校における支援力の向上

小学校に引き続き、「東京都発達障害推進計画」に基づき、市内全中学校に対し、段階的に特別支援教室を設置します。また運営においても小学校同様、巡回指導や特別支援教室専門員の配置、臨床発達心理士等による巡回訪問を実施することで特別な支援が必要な生徒への支援力を向上させます。中学校に移設・統合します。

推進の主体	市教育委員会、学校		
推進のポイント	情緒障害等通級指導学級の拠点校化、特別支援教室の設置		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 実施	H33 (2021) 充実

- 《主な取り組み例》
- ・ 中学校特別支援教室の計画的な設置 ※H 32 (2020) で完了
 - ・ 中学校情緒障害等通級指導学級の拠点校化
 - ・ 中学校各校における対象生徒への巡回指導の開始

基本目標Ⅲ 共生社会を目指した地域連携

子どもは、地域で生まれ地域で育ち、社会参加することで自立していきます。そんな子どもたちを学校や保護者とともに支えるのは、保育園や幼稚園、病院、子ども家庭支援センター等の関係機関、そしてその地域に住む市民の皆さんです。

学校や関係機関、市の関係各課等と連携して、乳幼児期から学校卒業後の社会参加までの切れ目のない支援体制を構築し、地域全体で子どもたちを支えます。

施策目標1 市教育委員会と関連所管、関係機関による切れ目のない支援体制の構築

障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、誰もが乳幼児期から就学・進学・就労等の節目で困ることのないよう、「はちおうじっ子・切れ目のない支援事業（通称マイ・ファイル）」に取り組めます。

【具体的な取り組み】

① 市教育委員会と関係機関による特別支援教育のためのネットワークの推進

特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援を目的とした「八王子市特別支援教育ネットワーク会議」を設置し、市教育委員会と医療機関、都立特別支援学校、福祉施設、子ども家庭支援センター、保健所、保健福祉センター、障害者福祉課等による支援のための連携体制の強化を図ります。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	支援が必要な子どもたちを支えるネットワーク		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 継続	H33 (2021) 継続

- 《主な取り組み例》
- ・ 八王子市特別支援教育ネットワーク会議の定期開催

② 共生社会の実現を目指した特別支援教育の理解啓発の推進

特別支援教育の理解が保護者や市民の皆さんにも広がるよう、定期的に地域講座を開催します。

保護者グループや保育園・幼稚園、関係機関等を対象とした出前講座や各校における公開講座、またマイ・ファイルに取り組む関連所管と協力しながら、様々な機会を通じて啓発活動に取り組みます。

推進の主体	市教育委員会、学校、はちおうじっ子マイファイル関連所管（障害者福祉課、保健福祉センター、子どものしあわせ課、保育幼稚園課、産業政策課）		
推進のポイント	特別支援教育地域講座、出前講座、学校主催の公開講座、特別支援教育ハンドブックの作成		
各年度の目標	H31（2019）実施	H32（2020）継続	H33（2021）継続

- 《主な取組み例》
- ・特別支援教育地域講座の定期開催
 - ・保護者会、サークル、関係機関、保育園・幼稚園への出前講座の実施
 - ・各小・中学校の公開講座や地域講座等による保護者向けの理解啓発活動
 - ・特別支援教育ハンドブックの作成とそれを活用した啓発活動
 - ・都立特別支援学校の公開講座等のPRや参加啓発

③ 乳幼児期から社会参加までの切れ目のない支援体制の推進

障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市教育委員会と福祉部、医療保険部、子ども家庭部、産業振興部が連携して、誰もが乳幼児期から就学・進学・就労などの節目で困ることのないよう、一人ひとりの特性に応じた「切れ目のない支援」を実現します。

また、はちおうじっ子マイファイルの情報を保護者と共有し、小学校から中学校、そしてその先の就労へつなげていくことを目指して学校生活支援シートを各校が確実に取り組み、それらの資料を保管、引継いでいくサポートファイルの仕組みを作ります。

推進の主体	市教育委員会、学校、はちおうじっ子マイファイル関係各課（障害者福祉課、保健福祉センター、子どものしあわせ課、保育幼稚園課、産業政策課）		
推進のポイント	はちおうじっ子マイファイル、就学支援シート、保・幼・小連携、サポートファイル、就労支援のための連携		
各年度の目標	H31（2019）実施	H32（2020）継続	H33（2021）継続

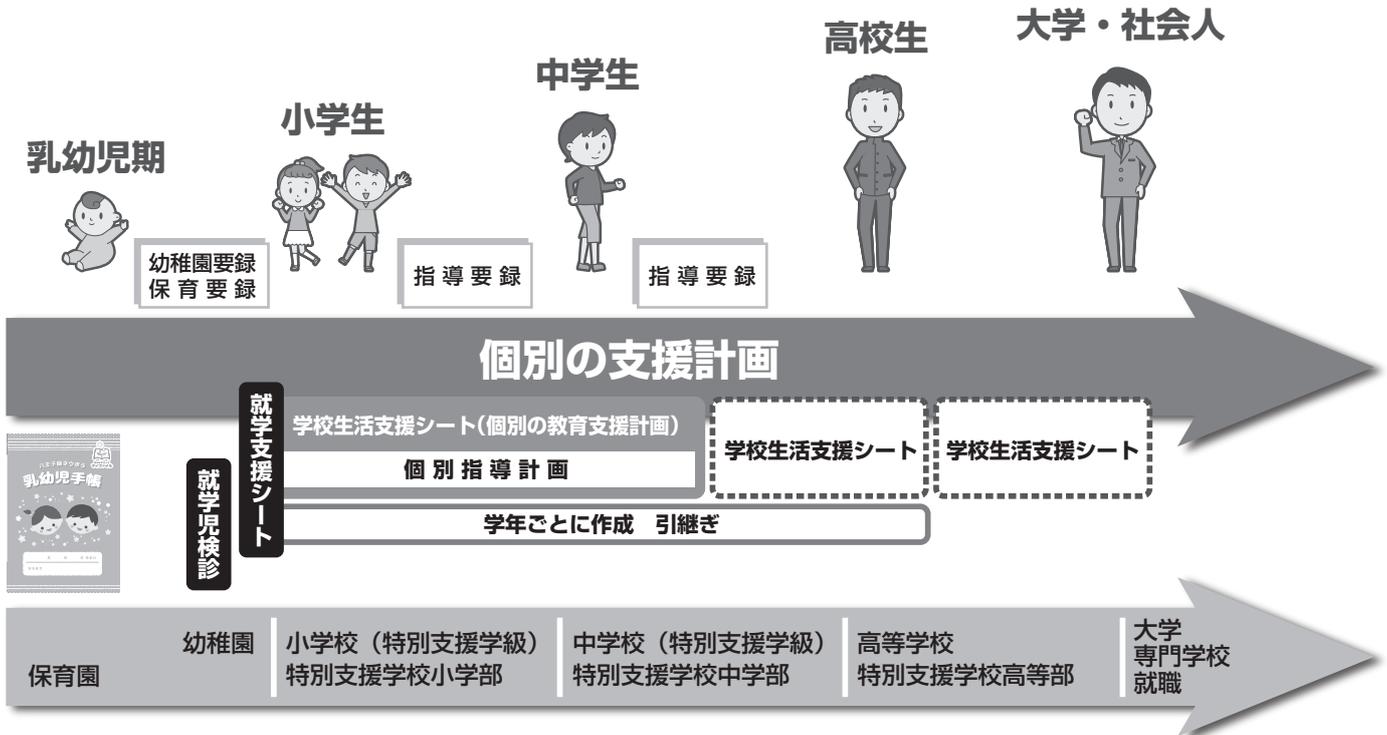
- 《主な取組み例》
- ・はちおうじっ子マイファイル利用の普及・啓発
 - ・就学支援シートの活用による保・幼・小連携の推進
 - ・教育相談や各学校でマイファイルの取組みを支えるサポートファイルの作成
 - ・中学校卒業から高等学校等への進学、社会参加までを支援するマイファイルの活用推進

はちおうじっ子 マイファイル



子どもの成長と 個別の支援の関係

マイファイルでつながるイメージ



④ 特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者に対する支援

特別な支援が必要なお子さんの保護者には、気軽に相談できる人や場所が必要です。また、そうした場は気持ちを支えるだけでなく新しい情報や、気づかなかった知識と出会う場でもあります。支援プログラムや場を提供することでこうした保護者の支援に取り組みます。

また、就学相談や学校との係わりの中で、なかなか踏み出せないような保護者、学校との関係にサポートが必要な保護者に対し、保護者の立場を尊重しながら寄り添い支える、同行支援を行います。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	特別な支援が必要な子の保護者のためのサロン（仮）、学校への同行支援		
各年度の目標	H31（2019）実施	H32（2020）継続	H33（2021）継続

- 《主な取組み例》
- ・「特別な支援が必要な子の保護者のためのサロン」（仮）における支援プログラム等の実施
 - ・就学相談や学校との関わりにサポートの必要な保護者を支援する「同行支援」の実施

⑤ 学校と放課後等デイサービスとの連携

放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づき設置されており、地域の障害のある児童・生徒が放課後や学校休業時に過ごしています。支援の対象となる児童・生徒が学校と共通する中では、家庭も含めた連携に取り組みます。

推進の主体	学校、放課後等デイサービス事業者		
推進のポイント	ガイドラインの作成、放課後等デイサービスの児童発達支援管理責任者*との連携		
各年度の目標	H31（2019）準備	H32（2020）実施	H33（2021）継続

- 《主な取組み例》
- ・放課後等デイサービスと学校との連携をすすめるためのガイドライン等の検討

*児童発達支援管理責任者…放課後等デイサービスや児童発達支援事業で、利用者の個別支援計画を作成し、それに基づいた支援が行われるよう管理する役割を持つ者。

施策目標2 特別支援教育を推進する専門性を活かした相談体制の充実

市教育委員会における巡回相談や就学相談を充実し、また心理教育相談や登校支援とも連携しながら、児童・生徒の障害特性や状況、学校や保護者のニーズ等に適切に対応できる相談体制を目指します。

【具体的な取組み】

① 巡回相談による小・中学校の支援力の向上

心理士、作業療法士、言語聴覚士による小・中学校への巡回相談を行うとともに、都立特別支援学校の巡回相談、特別支援教室の巡回指導教員、各校のスクールカウンセラー等とも連携し、小・中学校における児童・生徒の実態に応じた支援体制の向上を目指します。

また、LD児（学習障害）の指導や支援についての研究・知識の蓄積等を行い、学校・学級での支援をサポートします。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	市教育委員会の巡回相談、スクールカウンセラーとの連携、都立特別支援学校の巡回相談や巡回指導教員との連携、LD（学習障害）児の指導法の研究		
各年度の目標	H31（2019）実施	H32（2020）充実	H33（2021）継続

- 〈主な取り組み例〉
- ・巡回相談を実施する関係機関同士の連携体制の構築
 - ・心理士、作業療法士、言語聴覚士の専門性を活かし、児童・生徒の実態に応じた巡回相談の実施
 - ・LD（学習障害）児への指導や支援についての研究
 - ・作業療法士や言語聴覚士による校内委員会への支援

② 児童・生徒の特性や社会参加を考慮した就学相談体制の推進

就学相談は今どこで学ぶのかを考えるだけでなく、その児童・生徒が将来の自立や社会参加を目指した時に、どのような力がついていて欲しいのかを保護者の方と一緒に考えていく場でもあります。特別支援学級での指導経験がある元教員や臨床心理士等の専門性の高い相談員を配置して相談力の向上を図るとともに、各校の校内委員会や医療機関、療育機関と連携して、児童・生徒の適切な就学・転学に向けた相談の充実を図ります。

推進の主体	市教育委員会		
推進のポイント	就学相談の充実、校内委員会、医療機関、療育機関との連携		
各年度の目標	H31（2019）実施	H32（2020）充実	H33（2021）継続

- 〈主な取り組み例〉
- ・就学相談における学校や医療機関等との連携
 - ・就学相談体制の充実（校内委員会との連携体制の構築）

施策目標3 都立特別支援学校との連携の充実

市教育委員会と都立特別支援学校とが連携・協力し、交流及び共同学習（副籍）の推進や小・中学校の教員における専門性の向上や地域の特別支援教育の理解啓発に取り組めます。

【具体的な取り組み】

① 都立特別支援学校のセンター的機能を活かした小・中学校への支援体制の推進

都立特別支援学校のセンター的機能を活かし市教育委員会の連携をすすめ、特別支援教育について専門性の高い教員の協力による小・中学校教員の指導力の向上や支援の充実を図ります。また、都立特別支援学校の主催行事や研修等を積極的にPR、活用することで、教員だけでなく地域や市民に対しても理解啓発をすすめます。

「特別支援学校との連絡会」を定期的開催し、副籍事業や巡回相談、研修の周知、リソースリストの作成等に積極的に取り組むことで、連携体制の充実を図ります。

推進の主体	市教育委員会、都立特別支援学校、学校		
推進のポイント	「特別支援学校との連絡会」、都立特別支援学校のセンター的機能*、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級教員の指導力向上、リソースリスト		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 充実	H33 (2021) 継続

- 《主な取り組み例》
- ・ 都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談の実施
 - ・ 都立特別支援学校教員の専門性を活かした小・中学校教員への研修の実施
 - ・ リソースリストの作成とそれを活用した相談や支援についての周知・啓発

※都立特別支援学校のセンター的機能…各区市町村を基礎的な単位とした都立特別支援学校におけるエリア・ネットワークの拠点となる都立特別支援学校。八王子市の場合は都立八王子特別支援学校。

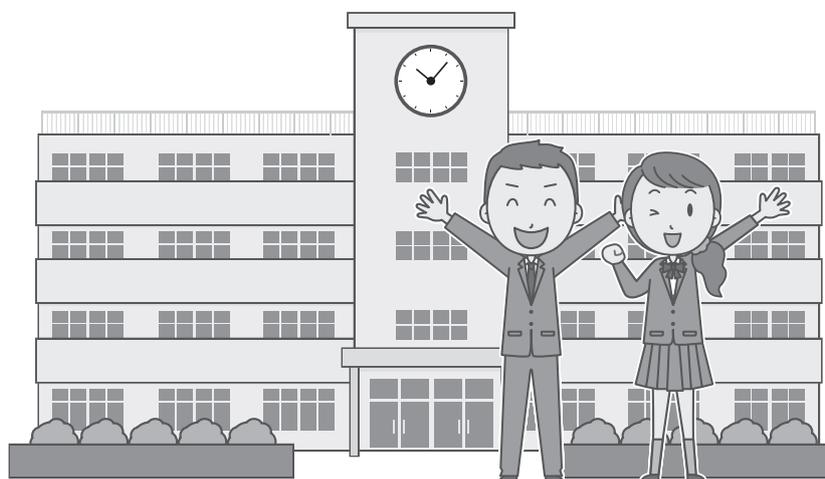
② 共生社会を目指した交流及び共同学習の推進

交流および共同学習（副籍）は、交流している都立特別支援学校在籍の児童・生徒だけでなく、受け入れている小・中学校に在籍する児童・生徒の障害理解や心の成長にも大変意味のあることです。この取り組みを通じて、都立特別支援学校との交流を推進し、すべての児童・生徒が地域の担い手となるような共生社会を目指します。

また、「交流及び共同学習（副籍）実践報告会」を開催し、全ての教員を対象に優れた実践事例を紹介することで、副籍に取り組んでいる学校だけでなく、未実施の学校、未経験の教員に対しても理解を図り、市全体で取り組んでいきます。

推進の主体	市教育委員会、都立特別支援学校、学校		
推進のポイント	交流及び共同学習（副籍）実践報告会、児童・生徒の障害理解、教員の障害理解		
各年度の目標	H31 (2019) 実施	H32 (2020) 充実	H33 (2021) 充実

- 《主な取り組み例》
- ・ 小・中学校における都立特別支援学校在籍児童・生徒の副籍交流受入れの理解啓発
 - ・ 「交流及び共同学習実践報告会」の開催
 - ・ 知的障害学級設置校における校内交流実施の推進



3 おわりに

○特別支援教室の運営について

本市では、第三次特別支援教育推進計画に基づき、情緒障害等通級指導学級の特別支援教室への移行に取り組む、平成30年（2018年）4月には小学校全校への特別支援教室の設置を完了しました。

これにより、特別な指導・支援を在籍校で受けられる体制が整い、制度導入時に期待されていた効果（より多くの発達障害のある児童が障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられる体制の整備）が現れ、成果として通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする多くの児童が希望により特別支援教室での指導を受けられるようになりました。

東京都教育委員会の計画では、平成26年度（2014年度）に都内全小学校に行った調査の結果に基づき通常の学級に在籍する発達障害の可能性があると考えられる児童の在籍率を6.1%と捉え、そのうちの48.9%、つまり通常の学級の在籍児童の約3%が特別支援教室での指導が必要と推測されています。同調査結果のうち八王子市分は、在籍率8.16%となっており、東京都全体の平均である6.1%を大きく上回っている状態でした。したがって、そのうち48.9%、つまり通常の学級の在籍児童の約4%の児童が特別支援教室での指導が必要と推測されます。

平成30年（2018年）4月7日時点の本市の特別支援教室在籍児童数は916人となっており3.36%でした。全校設置が完了し運用が開始された平成30年度（2018年度）においてはさらに希望者が増大し、現在の就学相談の状況から平成31年（2019年）4月には、推測どおり通常の学級の在籍児童の約4%に迫る勢いです。幼稚園、保育園で入学後何らかの配慮が必要と思われる子どもについて保護者とともにこれまでの支援内容等を学校につなげる就学支援シートの利用率についても新就学児童数全体に占める割合が28年度（2016年度）9.13%、29年度（2017年度）9.21%、30年度（2018年度）11.53%と年々増加傾向にあります。これもこの数値を裏付けるものとなっています。

市教育委員会ではこの状況を、対人関係やコミュニケーションあるいは読み書き等に困難を抱える発達障害のある児童に対して、学校や周囲が早期に児童の抱える困難さに気づき、早期の支援に結びつけることができていると捉えており、適切な指導を行うことにより児童本人の環境への適応を促すとともに学校をはじめ児童の周囲の環境を整え、将来の社会適応や自立、ひいては共生社会の実現につながるものであると評価しています。

特別支援教室在籍児童数の今後の推移について、市教育委員会ではこのまま早期支援の形が定着してくれば、早い段階で児童の適応する力が伸び、環境も整って特別支援教室を退級していく児童も増えてくると想定し、増加率は低下してくると考えています。

そのためには、特別支援教室の巡回指導教員の働きがたいへん重要であり、特に在籍学級担任との連携を密にすることにより、対象の児童に対する効果的な指導・支援ができるばかりでなく、在籍学級における学級運営の安定化にも大きく寄与するものとなることが期待されます。

そこで、市教育委員会は特別支援教室の運営に関して、特別支援教室の巡回指導教員を全校に配置する「全校拠点校化」を提案し実現していきたいと考えます。全校に1～2人の巡回指導教員が配置されることで、在籍学級が子どもたちや担任にとってどんなに安心できる環境となるでしょう。また、巡回指導教員にとっても学校間を移動する時間も負担も軽減され、自分の学校の児童として継続してその成長を見守ることができるようになり指導力の向上も期待されると考えます。

○不登校児童への対応について

八王子市は、平成16年（2004年）4月に国の構造改革特区制度を活用し全国で初めて不登校児童・生徒のための学校として高尾山学園を開校し、多くの児童・生徒の不登校改善に取り組んできました。また、総合教育相談室や適応指導教室（ぎんなん、まつのみ）においても様々な悩みや困り感を抱える不登校児童・生徒に関わってきました。

その経験の中で、不登校児童・生徒の中には対人関係やコミュニケーションに困難を抱えていたり、学習の遅れの原因が不登校による未学習ばかりでなく読み書きの困難さ等発達課題を背景にしている場合がたいへん多く存在していることを把握しています。

昭和62年（1987年）4月から平成28年（2016年）3月末まで設置していた不登校生徒を対象とする情緒障害等通級指導学級（相談学級）においての取組みの中でも、情緒障害等通級指導学級としてソーシャルスキルの習得や生徒の状態を踏まえた教科の補充指導等を行うことで不登校の改善につなげてきました。また、通常の学級への登校は難しい生徒でも、情緒障害等通級指導学級へは何とか通級することができ、学校との関係を途切れさせることなくそこでの指導を足掛かりに在籍校への登校につなげることができた事例も数多く経験しています。

様々な理由から不登校になっている子どもたちは、どうして学校に行けないのか本人もわからない場合も多くあります。学習や対人関係の構築に何らかの違和感があっても、発達検査を受けることには保護者も本人も抵抗感を持っている場合も少なくありません。

市教育委員会は、心因性を疑う不登校の児童・生徒の特別支援教室の利用については、保護者や本人の希望があった場合肯定的に受け止め、平成25年（2013年）9月の学校教育法施行令の改正の趣旨を踏まえ、その意向を最大限に尊重して対応していきます。

第4章

用語解説・資料



第4章 用語解説・資料

1 用語解説

ここでは第四次特別支援教育推進計画に出てくる主な専門用語等について解説してあります。また、参考となる資料についても掲載しました。

(用語・資料引用先：特別支援教育ハンドブック平成29年度(2017年度)版 教育支援課 発行)

《制度・仕組み》

あ

愛の手帳(療育手帳)

「愛の手帳」とは、東京都における、知的障害のある方に交付される手帳のことです。国の制度では「療育手帳」といいます。障害の程度によって1度から4度の区分で交付され、この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。再判定は本人が満3才、6才、12才、18才になったときです。(申請窓口は、児童相談所です。)

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。

(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」平成24年(2012年)7月 中央教育審議会初等中等教育分科会 より抜粋)

医療的ケア

痰の吸引、経管栄養、導尿等、日常的に行う医療行為のこと。

か

学校サポーター

学校サポーターは、学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童・生徒やその学級の支援をすることが目的の八王子市独自の有償ボランティアです。

学校サポーター育成講座

学校サポーターには、毎年必ず受けていただく研修のほかに、一人一人の経験を重ねてスキルアップを図るための育成プログラム（講座名「学校サポーター育成講座」）とそれを受講したことを市で認定する認証制度（「認証学校サポーター」）があります。現在は初級プログラムと中級プログラムが行われています。

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

個別指導計画が学校における短期的な支援を設定しているのに対し、個別の教育支援計画は、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するものです。生涯に渡る「個別の支援計画」のうち、学齢期において教育機関が中心になり作成します。

福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め、関係機関が連携して作成することが大切とされています。

校内委員会

支援が必要な児童・生徒の実態把握をしたり支援の方法を検討したりするため、学校は特別支援教育について校内委員会を設置します。

- 管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭、特別支援学級教諭等で構成します。
- 既に設置されている他の委員会の中にその機能を置くこともできます。
- 児童・生徒の状態により、定期的開催、又は随時開催します。
- 各校にいるスクールカウンセラーの勤務日に合わせて開催し、関わってもらうことが効果的です。

合理的配慮

- (1) 障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置づけています。
- (2) 同条約「第二条 定義」においては、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。（文部科学省HP）

交流及び共同学習（副籍）

副籍は、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

現在八王子市では、都立八王子特別支援学校など5校の都立特別支援学校との副籍を実施しています。

● 交流の種類と方法

- ・間接交流…学校便り等の交換・学校行事の案内の交換、作品や手紙の交換 等
- ・直接交流…学校行事への参加、教科等における交流及び共同学習

（※直接交流は、保護者が付き添うことが原則です。また、在籍校で授業を受けることが一番大切なことですので、交流の内容や回数は、児童・生徒の様子、両校の状況を考慮して進めます。）

※参考：「副籍ガイドブック」（H 26.3月 東京都教育委員会）

個別指導計画

「個別指導計画」、または「個別の指導計画」といいます。幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、具体的な目標や指導内容、指導方法等を示したものです。様式は、都や市教育委員会で作成していますが、学校独自の様式でも可能です。

- 特別支援学校・特別支援学級の児童・生徒には、個別指導計画の作成が義務付けられています。
- 通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒や就学支援シートが提出された児童についても作成が求められています。
- 作成にあたっては保護者の希望なども聞き取りながら、実現可能な目当てを設定します。
- 児童・生徒の状態により、学期に1回程度、評価と内容の見直しが必要です。
- 東京都教育委員会では、学校向けに個別指導計画作成支援ソフトを公開しています。簡単な操作で、ヒントや支援案が自動表示され、個々の児童・生徒にあった計画を作成することができます。

個別の教育支援計画

⇒学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の項参照

さ

実態把握

一人一人の適切な支援をしていくためには、児童・生徒の出している様々なサインに対する担任の気付きが大切です。サインに気付いたら、「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起こるか」を観察し、問題となっているつまずきや困難さ等を正確に把握します。（サインを見逃してしまったために、適切な対応が遅れてしまうことや問題行動につながることもあります。）児童・生徒のつまずきや困難さに気付いたら、担任が一人考えるのではなく、同じ学年の教員やコーディネーター、特別支援学級の担任、養護教諭等に協力してもらい、複数の目で検討すると効果的です。状況の把握、その原因の理解、指導方針等は学級担任や教科担任だけの対応では正しいかどうか、不安も出てきます。特に原因の理解については正しくとらえないと、その後の指導も間違った方向で進めてしまう可能性もあります。校内委員会は、担任

のそうした不安を取り除く場であることが望めます。そのためには、担任が率直に悩みを話せる雰囲気
の学校であることが何よりも大切です。実態把握は、担任の気付きを促すことを目的としましょう。障害
種別を判断するのではなく、学習面や行動面において特別な支援が必要かどうかを判断するための観点で
あることに留意します。（障害種別の判断は、医療機関と連携し、医師や専門家がいきます）様子を理解
することで、個別の教育支援計画、個別指導計画の作成という次のステップへ進むことができます。

児童発達支援管理責任者

放課後等デイサービスや児童発達支援事業で、利用者の個別支援計画を作成し、それに基づいた支援が
行われるよう管理する役割を持つ者。

指導補助員

指導補助員は、教員免許を持ち、特別支援学級（知的障害・固定）で教員とともに児童・生徒の指導に
あたる八王子市独自の臨時職員です。

就学支援シート

就学支援シートは、幼稚園や保育園で一人一人のお子さんに配慮していることについて、保護者と一緒
に作成しあらかじめ小学校に伝えることで、スムーズな就学が迎えられることを目的としています。

八王子市では、保育園や幼稚園等に通っているお子さんが、小学校入学後も楽しく学校生活が過ごせ
ることを願い「八王子市保・幼・小子育て連絡協議会」（子ども家庭部）が作成しました。支援シートは、
園での生活や様子などを担任と保護者が書き、保護者が小学校へ直接提出するものです。なお、このシー
トは「障害」の有無を問うものではありません。

就学時健康診断

学校保健安全法の規定により、市教育委員会では、小学校入学前のお子さんに対しての健康診断を行っ
ています。この機会に、入学後の心配ごとなどを、校長等とお話することができます。（その際、就学
支援シートをお持ちいただくことができます。）

巡回相談（市・都立特別支援学校・都）

市教育委員会の実施する巡回相談は、小・中学校からの依頼を受け、通常の学級の中で特別な支援が必
要と思われる児童・生徒の指導方法等について、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士が巡回相談を行
います。

「巡回相談」と呼ばれるものの中には、このほか、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター
によるもの、東京都教育委員会の臨床発達心理士等による特別支援教室の児童・生徒を対象としたものも
あります。

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、各障害の程度に該当すると認定された方に対して交付
されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

スクールカウンセラー

小・中学校には心理士の資格をもつスクールカウンセラーが週1日東京都より配置され、児童・生徒や保護者及び教員の相談を受けます。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害のある方が支援を受けるために、一定の障害があることを証明するものです。

た

特別支援ボランティア

支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級において、担任の補助を行うことを目的に、学校長が地域の方などに依頼するボランティアです。

な

認証学校サポーター

一定の経験を積んだ学校サポーターが、専門性を高めるため学校サポーター育成講座を受講し市の認定を受けると、認証学校サポーターとなることができます。育成講座は現在、初級と中級のプログラムが行われています。

は

はちおうじっ子マイファイル

障害のあるなしに関わらず、八王子市に生まれたお子さんにお配りし、乳幼児期から就学、就労、社会参加までの間でお子さんに関わる医療や福祉、教育などの情報をひとつにまとめて切れ目ない支援に役立てようという、八王子市の施策です。保健福祉センターの赤ちゃん訪問でお配りするほか、教育センターなどでも必要な方に差し上げています。

副籍

⇒交流及び共同学習（副籍）の項参照

放課後等デイサービス

学校教育法に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害のある児童を対象に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流のサポートなどを行う事業。

は

療育手帳

⇒愛の手帳（療育手帳）の項参照

《障害について》

か

学習障害（LD）

基本的には知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しく困難を示すさまざまな状態のことをいいます。LDのうち、読み書きが困難な場合（状態）をディスレクシアといいます。

言語障害

言語障害は、言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念です。「いたい」が「いあい」、「さかな」が「たかな」というような構音障害や言葉の最初につまづく吃音（きつおん）などがあげられます。また、言語発達遅滞や口蓋裂、脳性まひや聴覚障害による言葉の異常についても指導の対象となります。

さ

視覚障害

視覚障害は、視力や視野などの視機能が十分でないために、全く見えなかったり、見えにくかったりする状態をいいます。一般に、両眼での矯正視力が0.3程度に低下すると、教育上特別な支援・配慮が必要になります。

肢体不自由

医学的には、障害の発生の原因にかかわらず、四肢体幹に永続的な障害があるものを肢体不自由といいます。障害の程度によって、身体障害者手帳が交付される場合があります。

自閉スペクトラム症（ASD）

自閉スペクトラム症は、①他人との社会的関係の形成の困難さ ②言葉の発達の遅れ ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いですが、小学校年代まで問題が顕在化しないこともあります。自閉症には知的障害を伴うものと伴わないもの（高機能自閉症、アスペルガー症候群）があります。米精神医学会が定めた精神医学の世界的な診断基準「DSM」が改訂され、自閉症やアスペルガー症候群などは包括的に「自閉スペクトラム症（ASD）」と定義されました。

た

知的障害

知的障害とは、発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態をいいます。精神遅滞、精神発達遅滞などと表現される場合もあります。障害の程度によって、愛の手帳が交付される場合があります。

注意欠如多動症（ADHD）

注意欠如多動症は、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、または衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を言います。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。注意欠如多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。一定程度の不注意、衝動性または多動性は、発達段階の途上においてはどの児童・生徒にも現れ得るものです。しかしこの障害は不注意、衝動性または多動性の状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指します。

聴覚障害

聴覚障害は、聴覚機能の永続的低下の総称です。聴覚感度の低下を示す聴力障害がほとんどであるため、一般的に聴覚障害といった場合には聴力障害のことを指します。また、どの部位に障害があるかによって伝音性及び感音性の聴覚障害に分けられます。

は 病弱（身体虚弱）

「病弱」という言葉は医学用語ではありません。身体又は心の病気のために継続して医療や生活管理を必要とする状態を言います。病弱教育の対象は、気管支喘息、腎臓疾患、心臓疾患、糖尿病、肥満症、アトピー性皮膚炎、心身症などです。

《学校・学級の種別》

特別支援学校や特別支援学級については、「学校教育法施行令第22条の3」、「障害のある児童生徒の就学について（文部科学省初等中等教育局長291号通知）」及び「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠如多動性障害者に該当する児童生徒について（文部科学省初等中等教育局長1178号通知）」に規定されています。

都立特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています（学校教育法第72条）。

特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科があり、単一の障害を有する幼児・児童・生徒で構成される一般学級と、複数の障害を有する生徒で構成される重複障害学級があります。また、自宅からの登校が困難でなおかつ重度の障害であったり、病院に長期で入院している場合、教員が生徒の自宅や病院へ出向いて指導を行う「訪問学級」を置いている学校もあります。

特別支援学校のセンター的機能

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワークを「エリア・ネットワーク」と言います。その拠点となる特別支援学校がセンター校です。八王子市は都立八王子特別支援学校がセンター的機能を有する学校です。（東京都特別支援教育推進計画冊子参考）

特別支援学級（知的障害・固定制）

知的障害学級は、知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があって日常生活で一部の援助が必要な程度で、食事、衣服の着脱、排泄などに支障がない児童・生徒が対象です。

特別支援教室

特別支援教室は、通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童のうち、発達障害（自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害等）の児童・生徒が在籍学級における授業の一部を抜けて、校内に設置された専用の教室で指導を受けるものです。

平成28年度（2016年度）から子どもが通う通級の形式から教員による巡回指導に変わりました。八王子市の小学校では平成28年度（2016年度）から順次設置が始まり平成30年度（2018年度）に完了しました。（中学校については第四次計画で取り組みます。）

【拠点校と巡回校】

拠点校：今まで情緒障害等通級指導学級があった学校です。巡回指導教員の勤務する拠点として、それぞれの巡回校を受け持ちます。

巡回校：新たに校内に「特別支援教室」を設置し、巡回指導教員が来てそこで指導が受けられます。

特別支援教室に配属され、巡回指導教員や巡回してくる都の臨床発達心理士等との連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導の記録の作成などの業務を行う職員を特別支援教室専門員といいます。

特別支援学級（きこえとことばの教室・通級制）

本市の難聴及び言語障害学級は、「きこえの教室」「ことばの教室」という名称です。

例えば補聴器の使用によっても話し声を理解することが困難で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒や、吃音（つかえる話し方）や発音の誤りなどがある児童を対象としています。

《相談機関（公的な相談機関）》

総合教育相談（教育センター内）

総合教育相談は、児童・生徒、青少年等の様々な悩みについて、本人や保護者からの相談を受け付けています。相談の内容や年齢に応じ個別の相談を行います。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

就学相談（教育センター内）

特別支援学校や特別支援学級への就学や転学、特別支援教室での指導を始めるための保護者の相談窓口です。

八王子市子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、0歳から18歳未満のお子さんと家庭に関する相談、また、お子さん自身からの相談を受けます。市内には5つの地域子ども家庭支援センターを含めた6ヶ所に設置されています。

八王子市保健所の療育相談

身体の機能に障害のある児童または、疾病により長期にわたり療育を必要とする児童に対して、早期に適切な療育上の相談及び指導をして、その障害や疾病の治癒、軽減を図るとともに、障害または疾病の状況を把握し、支援します。

八王子市保健福祉センターの心理発達相談

お子さんの精神発達・社会性・しつけ（食事・排泄・睡眠・生活習慣）について相談できます。

東京都八王子児童相談所

児童相談所では、児童に関する様々な相談に対応しています。（一部抜粋）

- ・養護相談（虐待相談、養育困難）・保健相談（健康管理）・育成相談
 - ・身体障害相談・知的障害相談・発達障害相談非行相談
- また、「愛の手帳」の申請は児童相談所で行います。

八王子市小児・障害メディカルセンター

小児外来診療所と障害者通所施設等を一体的に整備した施設として開設しています。本館部分は「島田療育センターはちおうじ」として運営されています。

障害児支援利用計画

18歳以下の子どもが放課後デイサービスなどの障害福祉サービスを利用する際に必要なもので、学校以外の場での支援計画にあたるものです。学校での中長期的な支援計画を立てる場合に保護者の協力を得て活用すれば有効です。

2 東京都や本市の関連計画など

東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画

H 29 (2017) ~ H 32 (2020)

「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」を基本理念として、平成 29 年（2017 年）2 月にこれまでの「東京都特別支援教育推進計画第一～三次実施計画」を受け策定。

第一次実施計画では、＜方向性 1＞ 特別支援学校における特別支援教育の充実、＜方向性 2＞ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実、＜方向性 3＞ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、＜方向性 4＞ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実、の 4 つの方向性が示されている。

東京都教育委員会 関連ホームページ

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/special_needs_school/special_needs_education.html

東京都発達障害教育推進計画

H 28 (2016) ~ H 32 (2020)

この計画は、「発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行うこと」及び「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充すること」を基本理念として、全ての公立学校における発達障害教育に関する施策を展開するものです。（平成 28 年（2016 年）2 月公表）

http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/press/press_release/2016/release20160212_02.html

ビジョンはちおうじの教育（学校教育政策課）

H 27 (2015) ~ H 31 (2019)

市の基本構想・基本計画「八王子ビジョン 2022」に掲げる都市像の「生き生きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」を実現するため、策定から 5 年経過した「ゆめおり教育プラン（八王子市教育振興基本計画）」を見直し、「ビジョン はちおうじの教育（第 2 次八王子市教育振興基本計画）」を策定しました。

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kyoiku/46572/046569.html>

第三次八王子市子ども育成計画「ビジョンすくすく☆はちおうじ」(子どものしあわせ課)

H 27 (2015) ~H 31 (2019)

市では、平成 17 年(2005 年)に「こども育成計画」を策定し、「すべての子どもたちが健やかに育つ地域づくりとともに、子育てしやすいまちナンバーワン」を目指して、安心して子育てができるよう、地域と協働しながら様々な施策の充実を図ってきました。計画策定から 10 年が経過し、少子化の進展、家庭状況や地域コミュニティの変化、子どもが安心して遊べる場の減少など、子どもを取り巻く環境はさらに変化しています。安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心豊かに成長できる環境づくりがより一層求められています。こうした状況を踏まえ、「みんなで育てる みんなが育つ はちおうじ」を基本理念として、第 3 次子ども育成計画「ビジョン すくすく☆はちおうじ」を策定しました。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kosodate/011/001/p001125.html>

八王子市障害者計画・第 5 期障害福祉計画・障害児福祉計画(障害者福祉課)

H 30 (2018) ~H 32 (2020)

障害のある方とその家族に、地域住民とともに支えあいながら住み慣れた地域で生き生きと暮らしていただくため、このほど障害者基本法第 11 条に基づいて障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条に基づいて生活支援に関する具体的な目標値を定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条に基づく障害児通所支援等に関する具体的な目標値を定める「市町村障害児福祉計画」として、平成 30 年度(2018 年度)から平成 32 年度(2020 年度)までを計画期間とする「八王子市障害者計画」、「第 5 期八王子市障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定しました。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/001/p022600.html>

「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」(障害者福祉課)

H 24 (2012) ~

平成 24 年(2012 年)4 月、市では、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者の差別をなくすための取組みを推進するため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を制定しました。条例の目的は次のとおりです。

- ・市民及び事業者が障害者に対する理解を深める。
- ・障害者への差別をなくすための取組みについて基本理念を定め、その取組みに係る施策を総合的に推進する。
- ・障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与する。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/010/p004338.html>

八王子市におけるSDGsの取り組み

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年（2015年）9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、平成42年（2030年）までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年（2016年）に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」が、SDGsに掲げる持続可能な社会の実現と方向性が同一であるため、基本計画に定めた49の施策を着実に実行することで、17のゴールの達成へ貢献していきます。

本計画では、特別支援教育の推進と共生社会の実現を目指しており、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深い「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」の達成に貢献しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



3 八王子市第四次特別支援教育推進計画策定会議

《開催要綱》

(設置の目的)

第1条 八王子市第四次特別支援教育推進計画の策定に必要な事項を検討するため、「八王子市第四次特別支援教育推進計画策定会議」（以下「策定会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項について意見または助言を行う。

- (1) 八王子市第三次特別支援教育推進計画の成果と課題に基づいた今後の特別支援教育のあり方に関すること。
- (2) 平成31年度から取り組む今後3年間の具体的な特別支援教育施策に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項。

第3条 1 策定会議は、次に掲げる者をもって構成する。

学識経験者（アドバイザーとして）	1名
医療・療育機関 関係者	1名
市民（保護者）	2名
市民（学校サポーター）	1名
特別支援学校校長	1名
小学校長	1名
中学校長	1名
市立保育園長	1名
障害者福祉課長	1名
保健所（保健対策課長）	1名
子ども家庭支援センター館長	1名
学校教育部長	1名
学校教育政策課長	1名
施設管理課長	1名
教育支援課長	1名
指導課統括指導主事	1名

2 策定委員の任期は平成30年7月1日から平成31年3月の計画策定完了時までとする。

(会議)

- 第4条 1 策定会議は学校教育部長が招集し、座長を務める。
- 2 学校教育部長は正当な理由により委員が欠席する場合、当該委員が指名した者を代理者として認めることができる。
- 3 学校教育部長は、必要と認めたときは、関係者の出席を求めることができる

(庶務)

第5条 策定会議の庶務は、学校教育部教育支援課において執り行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が別に定める。

附則 この要綱は、平成30年7月1日から施行し、第2条に定める事項の完了をもって廃止する。
この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

《第四次特別支援教育推進計画策定会議 委員名簿》

No.	組 織 名	役 職 名	氏 名	備 考
1	白梅学園大学	子ども学部子ども学科 教授	市川 奈緒子	アドバイザー
2	八王子市 小児障害メディカルセンター (島田療育センターはちおうじ)	副所長	鮎澤 浩一	
3	八王子市立小学校長会	別所小学校 校長	記野 邦彦	特別支援学級設置 校長会
4	八王子市立中学校長会	檜原中学校 校長	堀江 朋子	特別支援学級設置 校長会
5	都立特別支援学校	八王子特別支援学校 校長	井上 美保	
6	保護者 (八王子特別支援学校 PTA)	会長	森本 礼奈	
7	保護者 (NPO 法人かたつむり)	理事長	西村 南海子	
8	地域 (学校サポーター)	八王子市中級認証サポーター	中谷 広恵	
9	福祉部障害者福祉課	課長	小池 育英	
10	健康部八王子保健所	保健対策課長	福島 千尋	
11	子ども家庭部 子ども家庭支援センター	館長	辻井 睦	
12	公立保育園 (保育幼稚園課)	千人保育園 園長	遠藤 由実子	
13	学校教育部	部長	設楽 恵	座長
14	学校教育部学校教育政策課	課長	橋本 盛重	
15	学校教育部施設管理課	課長	松土 和広	
16	学校教育部指導課	統括指導主事	野村 洋介	
17	学校教育部教育支援課	課長	穴井 由美子	計画策定所管課

《第四次特別支援教育推進計画策定会議 スケジュール》

回	開催日程	内容
第1回	平成30年 7月24日 (2018年)	計画策定について
第2回	平成30年 9月14日 (2018年)	第三次特別支援教育推進計画の成果と課題 計画骨子案について
第3回	平成30年10月16日 (2018年)	計画素案について
第4回	平成30年11月16日 (2018年)	計画素案について パブリックコメントについて
第5回	平成31年 1月24日 (2019年)	パブリックコメントの反映について 計画案について
第6回	平成31年 2月22日 (2019年)	計画の完成

7月～	第四次特別支援教育推進計画策定会議の設置、計画の概要・ 計画イメージの作成
9月～11月	計画素案の検討、具体的な事業計画と推進についての検討
11月	計画素案の完成
12月	パブリックコメントの実施
1～2月	計画の完成／計画図書の作成
3月	教育委員会、市議会での報告／配布
4月	計画の施行
5月	特別支援教育シンポジウムの開催（予定）

八王子市第四次特別支援教育推進計画

平成31年(2019年)3月

発 行 八王子市教育委員会
編 集 学校教育部教育支援課
〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
TEL 042-620-7446(直通) / Fax 042-627-8813
メール b301800@city.hachioji.tokyo.jp

